

官報

号外

平成二十八年三月十五日

○第百九十回 衆議院會議録 第十六号

平成二十八年三月十五日(火曜日)

議事日程 第八号

平成二十八年三月十五日

午後一時開議

第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長岸信夫君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔岸信夫君登壇〕

○岸信夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、
第一に、二ウエに日本国大使館を、また、インドのベンガルールに日本国総領事館をそれぞれ新設すること、

第二に、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び子女教育手当の支給額を改定すること
等であります。

本案は、去る八日外務委員会に付託され、翌九日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。十一日、質疑を行い、討論の後、採決を行いました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣石破茂君。

〔国務大臣石破茂君登壇〕

○国務大臣(石破茂君) 地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の地方創生をめぐる現状は、若者の雇用環境が改善する一方で、二〇〇六年から上昇傾向にあった合計特殊出生率が九年ぶりに低下に転じ、また、東京一極集中の傾向に歯どめがかから

ないなど、厳しい状況が続いております。

このような状況を踏まえ、国においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた基本目標や重要業績評価指標、KPIの達成に向けた進捗状況を検証し、政策パッケージ、個別施策の拡充を盛り込んだ、まち・ひと・しごと創生総合戦略二〇一五改訂版を昨年末に閣議決定したところであります。

地方公共団体においては、地域の実情に応じて地方創生に取り組むための地方版総合戦略の策定が進められており、今後、これに基づく地方創生事業が本格的に実施されていくこととなります。

この法律案は、そのような地方公共団体の自主的、主体的な事業で先導的なものを支援する地方創生推進交付金の交付や、地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附を促進する地方創生応援税制、中高年齢者が希望に応じて地方や町中に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送りつつ、必要に応じて医療、介護を受けることのできるコミュニティづくりを目指す生涯活躍のまち推進のための措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。
まず、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、次の措置を追加することとしたしております。

第一に、認定地域再生計画に記載されている事業で地方版総合戦略に位置づけられた先導的なものに対して交付するまち・ひと・しごと創生交付金の規定を追加することとしたしております。

第二に、認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をした法人に対する課税の特例を追加することとしております。

第三に、生涯活躍のまち形成事業計画の作成及びこれに基づく介護保険の事業者の指定等の手続の特例等を追加することとしております。

また、地域再生の担い手となる地域再生推進法人の指定の際に求められる政令で定める要件を削除することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、地域再生法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに成立いたしますようお願いを申し上げます。(拍手)

地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。宮崎岳志君。

〔宮崎岳志君登壇〕

○宮崎岳志君 冬の寒さ残る上州群馬より上つてまいりました宮崎岳志でございます。

私は、民主・維新・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました地域再生法の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

冒頭、一言申し上げます。

甘利明前大臣は、昨日で一カ月間の自宅療養を終えられたと存じます。甘利大臣、いらつしやっていますでしょうか。ちよつと目が悪くてよく見えませんけれども、一部の報道によれば、甘利大臣は、議員宿舎で足腰のトレーニングに励んでいらつしやるということであります。睡眠障害から回復された以上、速やかに国会における証人喚問

に応じ、金銭授受に関する疑惑をみずから晴らされることを求めます。

安倍総理は、本年一月の施政方針演説の冒頭で、幕末の勘定奉行、小栗上野介忠順の言葉を引用されました。

一言以て 国を亡ぼすべきもの ありや、
どうかならう と云う一言、これなり

幕府が滅亡したるは この一言なり

我がふるさと群馬の偉人、小栗上野介忠順の言葉を引用していただいたことには感謝を申し上げます。

一方で、小栗が薩摩、長州を中心とする新政府軍に反逆の罪をでっち上げられ、裁判どころか取り調べすらないまま惨殺されたことも、長州人たる安倍総理には思い起こしていただきたいのであります。

物事には多面的な見方があります。長州の見方もあれば、上州の見方もあるものであります。その違いを認めることこそ、地方創生の本質であります。

その小栗忠順は、現代につながる中央集権制の事実上の立案者だったと言われております。郡県制を提唱したのも小栗上野介だということであります。

地方創生には小栗以来百五十年の中央集権制の大転換が必要であります。しかし、安倍政権の掲げる地方創生は、小手先の小細工に終始してあります。

地域主権改革は、我が党の綱領にも記された党是であります。安心してください。民進党の綱領案にも入っていますよ。

我々は、地方創生の理念には共感しつつも、今回の法案については厳しくチェックをさせていた

だきます。

まず、廃止された一括交付金について伺います。

かつて、民主党政権は、地域の自主性を尊重するため、各府省のひもつき補助金を統合し、自治体が自由に配分できる一括交付金を創設しました。都道府県へのアンケートでも、約八割が評価すると回答されておりました。

しかし、安倍政権は、発足するや否や、これを廃止し、旧態依然、古色蒼然たるひもつき補助金に戻してしまいました。坊主憎けりやけさまで憎いということでしょうか。

石破地方創生大臣は、以前、手続が煩雑で使い勝手が悪かったためだというふうに答弁をしておりますが、煩雑だったのは手続ではなく、補助金に群がる業界や団体の利害調整だったんじゃないですか。

一括交付金を廃止し、ひもつき補助金に戻した理由を改めて伺います。

新型交付金の地方創生推進交付金について伺います。

安倍政権は、旧来の補助金を温存したまま、制度のすき間を新型交付金で埋めようとしております。しかし、それは小手先の対症療法であり、総額も一十億にすぎません。民主党政権下の一括交付金が弊害の根本的除去を目指した外科手術であれば、新型交付金は傷口に張りつけるばんそうこうにすぎないであります。

しかも、自治体の計画を国が審査する上から目線の仕組みで、煩雑さ、使い勝手の悪さは一括交付金を上回るものであります。昨年八月、通信社が行ったアンケートにおいても、全国の知事の半分以上が評価できないというふうに回答をしてお

ります。

石破大臣、新型交付金の総額は十分確保されたと思われませんか。煩雑で使い勝手が悪くないですか。地方の自由にはせざるという気はないんでしょうか。お答えをいただきます。

新型交付金の補助率は二分の一であり、残りは地方交付税で措置することとされております。しかし、複雑怪奇な地方交付税制度こそが、地方から自主性を奪ってきた元凶ではないでしょうか。

私は、新聞記者時代、ある市の職員から、地方交付税制度は余りに複雑で、その全体像をわかる人は市役所にも県庁にも一人もおられませんと聞かされたことがあります。

先日、元総務大臣の片山善博さんにその点をお尋ねしました。すると、片山さんは、私にも全部はわかりませんが、誰にもわからないんじゃないでしょうかというふうにお答えになったのです。旧自治省の官僚であり、県庁職員、鳥取県知事、総務大臣まで歴任をされた片山さんすら全体像をつかめないような複雑怪奇、奇妙きつねつな仕組みであります。

その年度に来自金もあれば、地方債を二十年、十五年かけて償還する際におりてくるお金もあります。時々の財政状況でも変動します。最終的に幾ら来るのか、さっぱりわからないのであります。

自治体が事業を行うに当たり、実際のコストも費用対効果も算定できないようなものでは、無駄な事業が行われるのは当然であります。まさに全自動無駄製造機であります。

地方交付税を簡素化し、事業とのひもづけを廃止することこそ地域主権の第一歩です。石破大臣、そして地方交付税を所管する高市総務大臣、

交付税制度に切り込む覚悟はありますでしょうか。

そもそも、全国の地方交付税の総額は最初からほぼ決まっているものであります。どこかがふえれば、どこかが減らされているんです。交付税措置を地方から見れば、自分たちの財布から黙って抜き取られたお金でプレゼントをもらっているようなものではありませんか。

高市総務大臣、新型交付金の半額を交付税措置するための財源はどこから持ってくるんでしょうか。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税について伺いをいたします。

企業が好きな自治体に寄附をすれば、寄附金額の三割相当額を税額控除され、既存の制度と合わせ、寄附額の六割分の税が軽減されるといいます。寄附を受ける自治体にとってはありがたい話ですが、一方で税収を失う自治体も出てくることは見逃せません。

今回の仕組みでは、石破大臣の地元鳥取県や私の地元群馬県の小さな町村から首都圏の自治体に税収が移転することも起こり得ます。地方の財政力の弱い自治体にとっては、まさに村の存亡にかかわる一大事であります。

石破大臣、この減収分はどうやって補填するんでしょうか。それとも放っておくんでしょうか。

個人版ふるさと納税では、返礼品をめぐる競争が過熱しております。返礼品リストには今も、焼酎一升瓶三百六十五本、豪華客船で行くにつばな南国めぐりと韓国八日間の旅、最高級デジタル一眼レフカメラ、和牛一頭分、マグロ丸ごと、観光フェリー貸し切りなど、驚くべき品々が並んでおります。

個人ですらこれでは、営利を目的とする企業が、寄附をした地方自治体に便宜供与を求めるおそれが高いと言わざるを得ません。

経済的利益を伴う寄附は今回の制度の対象外とされており、水面下で補助金や税制上の優遇などの便宜を図ることは十分予想されます。また、企業側から自治体に、工場への接続道路を建設してくれとか、社長を名誉村民にしてくれとか、市立大学の名誉博士号をくれとか、そういう要求があるかもしれません。

石破大臣、これらの便宜供与をどうやって防ぎますか。それとも認めるのでしょうか。

また、原子力発電所の立地自治体に対し、電力会社等が地元対策として多額の寄附を行ってきたことは広く知られております。

石破大臣、企業版ふるさと納税制度を活用すれば、これらの寄附も税額控除の対象になり、電力会社が納める税金は軽減されるということでしょうか。

政府関係機関の地方移転について伺います。

地方から寄せられた移転要望の多くが却下されました。その理由を見ると、東京駅から遠くなる、交通が不便、霞が関から遠い、都内には大学が百三十九校あるが群馬には十三校しかないなど、やる気ゼロの理由が並んでおります。東京駅から近ければ地方じゃないんですよ。だったら最初から移転とか言うなどなりつけないのであります。

わざわざ地方に提案を求めながら、因縁をつけて追い返すなど、まるでブラック企業の圧迫面接じゃありませんか。中には、移転要望を出したら所管する役所から叱られましたという自治体職員までいるんです。

地方移転の前半戦である研究・研修機関について、政府は一部移転を含めて五十一件を実行する方針だといいますが、その中身はすかすかの張りぼてであります。

例えば、全面移転とされた酒類総合研究所東京事務所は、二年前、安倍政権の行政法人改革で廃止等の抜本的見直しが決まっており、廃止されるはずの組織を、移転を口実に温存しただけであります。

移転先に拠点が設置されるケースすら少なく、大半は連携、共同研究、研修や合宿の実施。これは移転ではありません。移転だと言い張るような人は、国語の勉強からやり直されたいかがでしようか。

五十一件の移転で、地方拠点到配置される常勤職員は、せいぜい合わせて五十人程度とも予想されております。羊頭狗肉、看板倒れ、大山鳴動してネズミ一匹、こんな地方をばかにした話はありません。

石破大臣、今回の移転で、地方には新たに常勤職員が何人配置されるのでしょうか。

中央省庁の移転には、さらに大きな抵抗が予想されます。早い段階から、文化庁と消費庁を除いて移転は困難との報道がされており、はなからまともな検討をしているには思えません。ただ、馳浩文科大臣や河野太郎行革大臣という個人の個性的なキャラクターを際立たせて話題づくりをしているようにしか見えません。政府全体の決意はどこに見えるのでしょうか。

石破大臣、政府は月内に、移転する省庁名の具休名を盛り込んだ基本方針を明らかにするとしていますが、中身のあるものが本当に出せるのでしょうか。馳文科大臣、河野大臣、ふたをあけたら

ら骨抜きということはないですよ。

生涯活躍のまち制度、日本版CCRCについてお聞きします。

日本版CCRC構想は、元気な高齢者の地方移転を促進し、健康でアクティブな生活を送りつつ、必要に応じて医療、介護を受けられる生涯活躍のまちを全国各地につくろうというものであります。

私の住む前橋市も、前橋版CCRC構想を打ち出しておりますが、それら全国各地の自治体が、活性化や人口減対策の切り札として期待をしております。

一方、今法案に盛り込まれた地方にとつてのメリットは手続の簡素化のみであり、新型交付金を利用しやすいということを踏まえても、具体性は感じられません。

石破大臣、生涯活躍のまち普及に向けて、ほかに何をされるのでしょうか。

最後に申し上げます。

冒頭申し上げました小栗上野介の言葉、一言もつて国を滅ぼすものありやは、実は小栗一流のパロディーであり、元ネタは論語にあります。そこでは、孔子と魯の定公が会話をしております。魯の定公は、一言にして国を滅ぼすもの、これありやと孔子に問いかけるわけですが、孔子はそれに答えてこう言います。私の言葉に誰も逆らわないのが楽しいという言葉があります。もし君主が間違ったことを言っても逆らう者がなければ、これこそ一言で国を滅ぼす言葉であります。もし、安倍政権が、イエスマンばかりを集め、逆らう者を許さず、正当な批判に耳を傾けないならば、地方創生の失敗のみならず、国の滅亡をも招くことになりましょう。

安倍総理と石破大臣以下閣僚諸君が、この孔子の言葉を胸に刻み、耳ざわりな意見も虚心坦懐に聞き入れ、耳に痛い批判も反省材料として生かされることを期待いたします。

与党の皆様の大なる不規則発言に感謝を申し上げ、そして、民進党を真の国民政党として育て上げることをお約束申し上げまして、私の質問を終わります。

皆様、ありがとうございました。御答弁よろしく願います。(拍手)

〔国務大臣石破茂君登壇〕

○国務大臣(石破茂君) 宮崎議員から九問頂戴をいたしました。

まず、一括交付金を廃止し、議員のお言葉を使えば、ひもつき補助金に戻した理由についてのお尋ねを頂戴したものであります。

民主党政権時代に、地域の自主的な選択に基づく事業の実施を目指し、各省庁の投資補助金等の一部を一括化し、都道府県、指定都市を対象とする地域自主戦略交付金を創設したものと承知をしております。

これにつきましては、運用される中で、対象事業が従来の補助金に限定されていること、事業規模の年度間の変動や地域間の偏在を考慮すると交付対象を一般市町村に拡大することが困難であったこと、手続の煩雑さといったさまざまな問題点がアンケート等を通じて地方公共団体から指摘されており、平成二十五年年度に廃止をし、各省庁の交付金等に移行いたしましたものであります。

その際、地方からの御意見も踏まえ、移行先の各省庁において、事業別に細分化されていた整備

計画をより大きな政策目的別にまとめることや、事務手続を簡素化するなどの運用改善を行ったところであります。

このように、地方の御意見を踏まえ、真に地方にとつて効果が高く、使い勝手のよい施策の仕組みづくりを推進することが重要である、かように考えておる次第であります。

地方創生推進交付金についてであります。

本交付金は、地方からの御要望を踏まえ、平成二十八年年度予算編成プロセスにおいて、関係府省の協力を得て、新たに国費一千億円、事業費ベース二千億円規模の予算を確保したものであります。

地方六団体からも、昨年十二月二十四日、「地方が強い決意と覚悟を持つて地方創生をスタートできる額が確保されたことを評価する」との共同声明が発出されており、十分な予算額が確保されたと考えております。

また、この交付金は、成果目標を達成するために、効果の高い事業を対象とするものではありませんが、地方創生全般の中でどの分野に重点を置くかといった選択や、どのような手法で実施するかといった事業構築を、地方公共団体の自主性、主体性に委ねている点で、使い勝手のよい仕組みとなつております。

これにより、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的、主体的で先導的な取り組みを支援し、目に見える地方創生を推進いたしてまいります。

地方創生推進交付金の地方負担分について、地方交付税措置についてのお尋ねをいただきました。

交付税制度全体につきましては、所管外でありますのでお答えは差し控えます。所管の地方創生交付金についてお答えをさせていただきます。

本交付金の地方負担分につきましては、地方公共団体における地方創生の取り組みを着実に推進していくため、適切に地方財政措置を講ずることとしております。

なお、地方創生推進交付金の交付対象事業には、全てKPI、キー・パフォーマンス・インディケータの設定とPDCAサイクルの整備を求めることとしており、対象事業の効果検証の仕組みは備わつておるものであります。

続いて、地方創生応援税制による減収についてのお尋ねをいただきました。

地方創生応援税制は、地方交付税の不交付団体である東京都、三大都市圏の既成市街地などに所在する不交付団体である市区町村を対象外とするなど、主として財政力が弱く人口減少が著しい地方公共団体を支援することを狙いとしております。

全国の地方公共団体が本制度を活用することにより、財政力の弱い地方圏の小規模団体について税収が減ることも起こりますが、企業の本社は大都市に集中して立地しておりますことから、主として大都市圏における減収が大きくなることと想定をいたしております。

本税制による控除額は、法人住民税及び法人事業税の税額の二割を限度としており、また、減収額は地方交付税の基準財政収入額に反映されますことから、交付税の交付団体にあつては、自団体に所在する企業がほかの地方公共団体の地方創生事業に寄附をしたとしても大きな減収にならない

よう措置をいたしておるものであります。続いて、地方創生応援税制の見返りについてのお尋ねがございました。

地方創生応援税制は、志のある企業に寄附という形で地方創生プロジェクトを応援していた、ための措置でありますので、企業が寄附の見返りを要求するという認識には立っておりませんが、お尋ねの補助金や税制上の優遇などの便宜、自社工場への接続道路の建設などにつきましては、企業に対する経済的な利益と考えられ、こうした寄附の代償として経済的な利益を供与する行為は不適切と考えておりますので、内閣府令においてこうした行為を禁ずる規定を置くこととしております。

また、寄附をした企業の社長に対し、名誉村民の身分や市立大学の名誉博士号を授与するといったことにつきましては、寄附の代償として経済的利益の供与を伴わないものであれば、当該地方公共団体の判断に委ねていいのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、各地方公共団体におきましては、寄附に対する見返りではなく、地方創生プロジェクトそのものを、企業に寄附していただけるような魅力ある内容にすることについて努力をしていただき、競い合つていただきたいと思います。

続いて、原発立地自治体への寄附についてのお尋ねを頂戴いたしました。

地方創生応援税制は、地方版総合戦略に位置づけられた事業であつて、地方公共団体が雇用の創出、移住、結婚、出産、子育て支援などを目指して行う事業を対象とするものであります。その地

方版総合戦略の策定に当たっては、産官学金労言や地方議会でも十分な御議論を経て施策が盛り込まれるものと認識をいたしております。

したがって、御指摘のような、電力会社などが従来から地元対策として行ってきた寄附による事業は、おのずと地方版総合戦略にはのつてこないものと考えておる次第でございます。

続いて、研究・研修機関の地方移転についてのお尋ねを頂戴いたしました。

政府関係機関の地方移転の取り組みは、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における仕事と人の好循環の促進を目的とするものであります。

これまで、政府関係機関の地方移転について、有識者の御意見を伺いながら検討を進めてきたところでありますが、有識者の方からは、研究機関については、今回の取り組みで機械的に何人移動するかということのみならず、地方創生の観点からは地域イノベーションの波及効果が重要であるとの御意見をいただいております。

現在、こうした有識者の御意見も踏まえつつ、提案道府県、関係府省庁との間で移転の具体的な内容について検討、調整を行っております。

内容について検討、調整を行っております。

お答えをすることは困難であります。

今年中に政府関係機関移転基本方針を決定し、冒頭申し上げたように、仕事と人の好循環の促進のための取り組みの具体化を進めてまいります。

引き続き、中央省庁の地方移転についてのお尋ねを頂戴いたしました。

者会議において御意見を承りながら、公平性、透明性のあるプロセスのもとで検討を行っておりますのであります。

このうち、中央省庁につきましては、危機管理業務、外交関係業務、国会対応業務については十分な配慮が必要である一方、地方を対象とする施策、事業の執行業務やそれと密接に関係する企画立案業務は現場に近いところで実施されることが効果的、効率的であるとの考え方について、有識者の御理解をいただいております。

馳大臣、河野大臣のお名前を挙げられましたが、担当大臣は、高い知見と見識に基づき検討を進めているものと認識をいたしております。それぞれの分野に通曉した大臣であります。したがって、話題づくりとの御指摘は全く当たりません。

国と地方の双方にとつてよい結論に導いていくよう、有識者の御意見を踏まえ、担当大臣と連携し、速やかに検討を進め、今月中に、まち・ひと・しごと創生本部において政府関係機関移転基本方針を決定いたします。

生涯活躍のまちについてのお尋ねを頂戴いたしました。

生涯活躍のまち構想は、中高年齢者が希望に応じて地方や町中に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら、健康でアクティブ、活動的な生活を送り、必要な医療、介護を受けることができるコミュニティづくりを目指す新しい取り組みであり、それぞれの地方公共団体において、創意工夫により、生涯活躍のまちの具体化を図っていただきたいと考えております。

こうした地方公共団体の取り組みを支援いたし

ますため、今般の改正法案において、地方公共団体が策定する地域再生計画に生涯活躍のまち形成事業を位置づけた上で、事業者による手続の簡素化を行うことといたしております。

これとあわせて、政府といたしましては、財政支援として、先駆的な取り組みに対する地方創生推進交付金を用意しておりますほか、情報支援として、「生涯活躍のまち」構想に関する手引きを昨年十二月に作成し、お示しいたすとともに、人的支援として、関係府省から成ります生涯活躍のまち形成支援チームを三月十一日に発足させ、事業の普及、横展開を図るため、事業の具体化に向けた取り組みを支援する体制を整備したところであります。

今後、このようなさまざまな取り組みを通じ、地方公共団体の構想の実現に向けて支援をいたしてまいります。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣高市早苗君登壇〕

○国務大臣(高市早苗君) 宮崎県議員からは、まず、地方交付税についてお尋ねがございました。

地方団体の実際の事業量に応じた交付税措置につきましても、地方団体の自主的、主体的な財政運営を図る観点から、これまで順次廃止、縮減を行っており、喫緊の政策課題に対するもの等に限定をしております。

また、国の基準づけが弱い行政分野の経費につきましても、人口と面積を基本とした簡素な算定方式を導入するなど、簡素化に取り組んでおります。

今後とも、引き続き、地方交付税の機能を適切

に働かせることにより、地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切に算定を行ってまいります。

次に、新型交付金の地方財政措置についてお尋ねがありました。

地方財政計画は、国として地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障すること、国の予算に計上された施策や事業を盛り込んで、これらが着実に実施できるようにしていることなどの役割を持つものでございます。

このような地方財政計画の役割のもと、地方財政計画の歳出において、国の一般歳出の計上の動向などを適切に反映させ、その上で所要の一般財源総額を確保することとしてまいります。

地方創生推進交付金の地方負担につきましても、所要額を地方財政計画に計上し、適切に財源を確保してまいります。

これらも踏まえまして、平成二十八年度地方財政対策においても、地方の一般財源総額について、前年度を〇・一兆円上回る六十一・七兆円を確保したものであり、地方が自由に使える一般財源総額をしっかりと確保できたものと考えております。(拍手)

〔国務大臣馳浩君登壇〕

○国務大臣(馳浩君) 宮崎議員から、文化庁の地方移転についてお尋ねがありました。

今月中を予定している基本方針の決定に向けて、文化庁の移転については、現在、政府において最終的な検討を行っているところであります。

具体的には、まず、京都への移転が国全体の文化行政にどのような効果を生み出すことができるか、京都側が我が国の文化行政にどのような

貢献をしていただけるのか、地方創生の観点から、文化庁の機能強化や果たすべき役割はどういうものかについて議論しております。

また、議院内閣制のもとでの国会に対する説明責任や、法案の準備、予算折衝、各国大使館との連携、文化芸術団体との日ごろの連携等の機能を果たすのに必要な、東京に残しておくべき機能は何かということも検討しているところであります。

文化庁の京都移転は、これらの総合的な観点から判断する必要があると考えております。(拍手)

(国務大臣河野太郎君登壇)

○国務大臣(河野太郎君) 宮崎岳志議員にお答えいたします。

消費者庁の徳島県への移転提案に係る検討についてお尋ねがありました。

消費者庁の徳島県への移転の提案については、その課題の検証を行うため、おとといから十七日まで、消費者庁長官を含む職員十名が徳島県において試行的に滞在して業務を行い、課題を確認しているところです。

試行的な滞在の報告は改めて受ける予定ですが、消費者庁長官や職員には、最終日十七日までしっかりと試行をやつてもらいたいと考えています。

その上で、夏には第二弾として、もう少し大規模、長目の試行を実施したいと考えています。

今回の試行も含めたさまざまな試行を行いながら、消費者庁の機能の確保や向上が図れるかといった観点から、どのような課題があるか、また、課題をどうクリアできるかについて検証してまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 中川康洋君。

(中川康洋君登壇)

○中川康洋君 公明党の中川康洋でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、関係大臣に質問いたします。(拍手)

先般公表されました二〇一五年国勢調査の速報値によれば、日本が人口減少社会に突入したことが事実として明らかになりました。一方で、そうした状況にあつても、東京圏の人口は五年間で約五十万人ふえており、いまだ東京一極集中の流れがとまっていないことも明確になりました。

人口減少社会にいかに向かかっていくのか、これは、国と地方が一体となつて取り組むべき政治の最重要課題です。

一昨年十二月に閣議決定したまち・ひと・しごと創生長期ビジョンにあるとおり、人口減少問題の克服、具体的には、人口減少の歯止め及び東京一極集中の是正に向けた取り組みは待たないです。

冒頭、今般の速報値の結果に対する受けとめ、そして、地方創生に対する決意について、石破地方創生担当大臣に伺います。

安倍総理は、一昨年の地方創生への取り組みに続き、昨年秋季には一億総活躍社会の実現を掲げられました。

公明党は、家庭で、職場で、そして地域で、一人一人が輝き、活躍、自己実現できる社会をつくる、それが一億総活躍社会の実現であると捉えています。

であるならば、地方創生の流れと一億総活躍社会の実現とは、そのアプローチの仕方は違えど

も、本来目指すべき政策の目標、目的は、同じところに行き着くのではないかと私は考えます。

特に、我が国の構造的な問題である少子高齢化の流れに歯止めをかけるためにも、両者は本来ばらばらに存在しているのではなく、お互いがそれぞれのよさを発揮しながら、密接不可分の関係として有機的に機能していくことが重要であると考えます。

地域ごとの特性に応じた自治体の主体的な取り組みを支援するための地方創生を担当する石破大臣、そして、一億総活躍社会を担当する加藤担当大臣が、それぞれの持ち場で最大限の成果を発揮されるよう期待いたしますが、この両者の役割のあり方と関係性についてどのようにお考えか、石破、加藤両大臣の答弁を求めます。

特に、この地方創生の推進に当たっては、交付金活用の対象事業の一つとして、自治体自身が既存事業の隘路を発見し、それを打開するための取り組みが示されております。

一億総活躍社会が掲げる希望出生率一・八など新三本の矢が、これら各自自治体が展開する既存事業の隘路打開のための取り組みに対して、具体的にとどのような効果を及ぼしていくとお考えか、石破大臣の御所見を伺います。

まち・ひと・しごと創生交付金について伺います。

政府は、平成二十七年補正予算において地方創生加速化交付金を、また、平成二十八年予算案において地方創生推進交付金を、それぞれ一億円計上いたしました。この交付金については、かねてより我が党も、その実現と額の確保を強く求めてきたところであり、今般の制度化も含め、

高く評価いたします。地方六団体からも、地方が強い決意と覚悟を持つて地方創生をスタートできる額が確保されたこと高い評価が示されております。

そこで、今後大事になってくるのは、この交付金が今後、地方が安心して事業展開が図られるような安定的、継続的な交付金となり得るかどうかということであります。

今般、これら交付金が、まち・ひと・しごと創生交付金として法律上制度化されますが、今後、地方が地方創生の計画を安心して立案し、今後の事業の予見可能性を立てやすくするためにも、少なくとも、まち・ひと・しごと創生総合戦略二〇一五の計画期間である平成三十一年度までの予算規模について、明確な額ないしはボリュームを明示すべきではないかと考えます。石破大臣の明快な答弁を求めます。

一方で、まち・ひと・しごと創生事業費については、平成二十七年地方財政計画に続き、平成二十八年年度でも同じ一兆円が確保されたことは、公明党として高く評価したいと思えます。

その上で、この創生事業費については、地方六団体からの要望にもあるとおり、今後、地方創生の実現に向け、地方が息の長い取り組みを継続的かつ主体的に進めていくため、引き続き同程度の財源が確保されるべきであると考えますが、いかがでしょうか。高市総務大臣の御答弁を願います。

また、地方創生推進交付金は、国費二分の一で、残り二分の一を地方に負担を求めています。この点、具体的にどのように措置されようと考えているのか、石破大臣の答弁を求めます。

次に、地方創生応援税制について伺います。
いわゆる企業版ふるさと納税は、地方自治体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附に対して税制上の優遇措置を講ずるものですが、これは、地方創生のための自治体の取り組みを寄附によって支援したいという志のある企業があつて初めてこの制度の趣旨が生きてくるものです。よつて、制度の意義、目的について、国、地方を挙げて積極的に企業にPRしていくことが重要で

す。
特に、企業から見て、同制度の活用が、CSR、企業の社会的責任を社会にアピールできることなどの効果があるという視点は、実効ある制度としていく上で重要なファクターになってくるのではないのでしょうか。石破大臣の見解を伺いま

す。
最後に、生涯活躍のまち構想について伺いま
今回の地域再生法改正の目玉の一つが、この生涯活躍のまちの制度化であることは間違いありません。しかし、その改正内容を見ると、例えば職業安定法、老人福祉法、介護保険法など、関係する法律の事務手続の緩和措置にとどまっております。

中高年齢者の移住促進など、地方自治体における生涯活躍のまちの導入を促進するには、実施の効果を見つつ、そのインセンティブとなる税制上の特例措置や財政上の特例措置を追加していくなど、さらなる制度の拡充を検討していくべきであると考えます。石破大臣の答弁を求めます。
地方への新しい人の流れをつくる生涯活躍のまちの推進に当たっては、高齢者が重度な要介護状

態になつても住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制である地域包括ケアシステムとの関係が重要となつてきます。

この両者の関係については、生涯活躍のまち構想最終報告でも、両者は対立矛盾するものではなく、むしろ連携し相乗効果を高めることが望ましいとしており、生涯活躍のまちの基本コンセプトとしても、地域包括ケアとの連携が掲げられております。

政府として、地域包括ケアシステムにおける生涯活躍のまちの位置づけをどのように考え、両者の連携を具体的にどう図っていくのか、塩崎厚生労働大臣の答弁を求めます。

いよいよ地方創生は、本年、事業推進への本格的段階に入りました。地方創生の成否が問われる重要な局面であります。

私も公明党は、党是である常に現場を大切に
する姿勢と党のネットワークを最大限活用しながら、今後も、人が生きる地方創生の実現に向け、果敢に挑戦していくことをお約束申し上げ、私の質問といたします。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣石破茂君登壇)

○国務大臣(石破茂君) 中川議員より七問いただきました。

まず、二〇一五年国勢調査の速報値の受けとめと、地方創生に対する決意についてであります。

今般公表されました平成二十七年国勢調査人口速報集計結果では、我が国の人口は、前回の平成二十二年調査から約九十五万人減少し、大正九年

の調査開始以来初めての減少となりました。

また、多くの地域で人口は減少いたします一方において、一都三県の人口は五十万人以上増加しており、日本全体の人口減少と東京圏への一極集中の傾向が顕著にあらわれたものと認識をいたしております。

このまままいりますと、西暦二〇〇年には日本人は半分以上になるのでありまして、二百年後には日本人は十分の一になるのでありまして、三百年後には十分の一になるというふうにも予測をされておるところであります。

東京圏への人口流出に歯止めをかけますため、現在御審議をいただいております地域再生法改正案に、地方の自主的、先駆的な取り組みを支援する地方創生推進交付金、地方創生プロジェクトに対する企業の寄附を促進する地方創生応援税制、高齢者が多世代と交流しながら活躍できる生涯活躍のまち推進のための措置を盛り込んでおります。

知恵は現場にこそある、力の逐次投入ではなく総力で臨む、なぜできないかを述べるのではなく、どうすればできるのかを考え実行する、そのような思いのもと、地方創生の深化に引き続いて取り組んでまいります。

一億総活躍担当大臣との役割分担についてであります。総理が表明されておりますとおり、我が国の構造的な問題である少子高齢化に真つ正面から挑み、強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障の第三本の矢の実現を目的とする、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現は、安倍内閣における大きな目標であります。地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地

方創生は、一億総活躍の目標実現において最も緊急度が高い取り組みの一つであると認識をいたしております。

このため、地方創生担当大臣として、加藤一億担当大臣と緊密に連携をとりながら、地方創生に向けた取り組みを推進してまいりますことにより、一億総活躍社会の実現に取り組んでまいります。

地方公共団体の隘路打開の取り組みについてであります。

希望を生み出す強い経済、希望出生率一・八の実現などの子育て支援、そして安心につながる社会保障の第三本の矢によりまして、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みが全国的に効果を及ぼしてまいりますためには、国における取り組みとともに、地方公共団体における取り組みが重要であると考えております。

そのため、各地方公共団体が、一億総活躍社会の実現に向けた各種の政策実現に向けて、先駆的な取り組みや既存事業の隘路を打開する取り組みを行います場合には、地方創生の交付金におきましても積極的にこれを支援いたしてまいります。

交付金の予算規模についてであります。地方創生の取り組みを推進してまいりますためには、国としても、地方公共団体によるそれぞれの地方版総合戦略に基づく取り組みを安定的、継続的に支援していくことが重要であると考えております。御指摘の地方創生の交付金は、平成二十八年度の当初予算で初めて計上されるものでありまして、安定的な制度といたしますため、地域再生法に基づく交付金として位置づけたいと考えております。

今後、本法律改正案の国会での御審議を経て成立をさせていただきまして後に、地方公共団体からの申請を受け付けてまいります。

平成二十九年度以降の具体的な予算につきましては、今後の予算編成過程で議論いたしてまいりますが、地方公共団体の取り組み状況等を踏まえ、地方創生の取り組みが安定的、継続的に進捗してまいりますよう、議員の御指摘も踏まえて、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますのでございます。

地方創生推進交付金の地方負担分についてであります。

地方創生推進交付金の地方負担につきましては、まち・ひと・しごと創生事業費とは別に、適切に地方財政措置を講ずることとしておりあります。

具体的には、ソフト事業につきましては地方交付税措置を、ハード事業につきましては地方債措置を講ずることとし、交付金の地方負担分について適切に対応いたしてまいります。

続きまして、地方創生応援税制についてのお尋ねであります。

地方創生は、人口減少に歯止めをかける国家的な取り組みであり、国、地方公共団体はもちろん、企業にも大きな期待が寄せられておるところであります。

企業が地方創生の取り組みに対し資金面で支援をすることは、議員御指摘の、企業の社会的責任、すなわちCSR、コーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティを果たしていることをアピールするという面で、企業にとって大きなメリットがあると考えておるところであります。

担当大臣として私も、経済界との意見交換や地方出張などさまざまな機会を通じて、本制度の周知に努めておるところであります。本税制の仕組みやメリットをわかりやすく解説したポスター、ホームページ等を作成するなどいたしまして、本税制のPRを積極的に行い、本税制が積極的に活用されるよう努めてまいります。

引き続きまして、公明党の皆様方の御教示を賜りたいと存じております。

生涯活躍のまちについてのお尋ねであります。

宮崎議員にもお答えをいたしました。生涯活躍のまち構想は、中高年齢者が希望に応じて地方や町中に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要な医療、介護を受けることができるコミュニティづくりを目指す新しい取り組みであります。それぞれの地方公共団体において、創意工夫により、生涯活躍のまちの具体化を図っていただきたいと考えております。

こうした地方公共団体の取り組みを支援いたしますため、今般の改正法案におきまして、地方公共団体が策定する地域再生計画に生涯活躍のまち形成事業を位置づけました上で、事業者による手続の簡素化を行うこととしていたしております。

これとあわせまして、政府といたしましては、手引の作成などの情報支援、関係府省から成ります生涯活躍のまち形成支援チームによる人的支援、既存の税制、財政上の措置に加え、地方創生推進交付金によりまず先駆的な取り組みに対する財政支援などの支援を行うこととしていたしております。

制度の拡充を含めたさらなる支援策につきましては、構想の具体化の過程で、生涯活躍のまち形成支援チーム等の場におきまして課題や隘路を明らかにし、関係省庁とも連携して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇〕
○国務大臣(加藤勝信君) 中川康洋議員から、地方創生担当大臣との関係についてお尋ねがございました。

デフレ脱却が見えてきた今こそ、少子高齢化という日本の構造的課題に真正面から挑み、一億総活躍社会の実現を目指してまいります。

少子高齢化やそれに伴う過疎化などの問題は、地方において深刻さを増しており、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みには地方創生に関するものも含まれているところであります。

その中で、地方創生担当大臣は、主に地域ごとの特性に応じた自治体の取り組みを支援する役割を担っていたらいいと承知をしております。

一方、私の方は、主に新三本の矢による三つの具体的目標、すなわち、戦後最大のGDP六百兆円、希望出生率一・八、介護離職ゼロの実現に向け、一人一人の希望の実現を阻む国民共通の課題を克服することが期待されているものと承知しております。

一億総活躍国民会議には、地方創生担当の石破大臣にも御参加いただいております。双方の取り組みが最大限効果的に推進されるよう、今後とも密接に連携してまいります。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕
○国務大臣(塩崎恭久君) 中川康洋議員にお答えを申し上げます。

地域包括ケアシステムと生涯活躍のまちの連携につきましてはお尋ねがございました。

両者は対立矛盾するものではありません。生涯活躍のまちは、希望する中高年齢者が健康時から移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療や介護が必要なときには継続的なケアが受けられるコミュニティづくりを目指すものであり、地域包括ケアシステムの目指す方向に沿ったものと考えております。

生涯活躍のまちづくりを進めるに当たっては、例えば、要支援者などに対して市町村が構築する地域の通いの場において移住した方と地元住民の方が交流するなど、地域包括ケアシステムと生涯活躍のまちづくりの取り組みが連携するよう、政府全体で市町村の取り組みを支援してまいります。(拍手)

〔国務大臣高市早苗君登壇〕

○国務大臣(高市早苗君) 中川康洋議員からは、まち・ひと・しごと創生事業費についてお尋ねがございました。

平成二十八年度地方財政対策において、地方団体が自主性、主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、平成二十七年に創設したまち・ひと・しごと創生事業費について、前年度同額の一兆円を確保しました。

地方創生は、実際に取り組みを始めてからその成果が生じるまでに一定の期間が必要であり、息の長い取り組みが必要です。このため、まち・ひと・しごと創生事業費については、期間は、少なくとも、まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間である五年間は継続し、規模は一兆円程度の額を維持できるよう努めてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 谷畑孝君。

(谷畑孝君登壇)

○谷畑孝君 おおさか維新の会の谷畑孝でございます。

おおさか維新の会を代表いたしまして、地域再生法の改正法案について質問をさせていただきます。(拍手)

今、我が国で急速に進む人口減少と地域の衰退を食い止めるためには、少々の予算のつけかえや小手先の制度変更ではできないと思うわけであります。おおさか維新の会は、国と地方の関係を根本的に変えることが必要と考え、そのための憲法改正を主張しております。

それでは、以上のような観点から質問をさせていただきます。

まず、地方創生推進交付金についてであります。一昨年八月、政府がこの交付金の創設を言い始めたときは、初年度二千億円、五年で一兆円の想定でございました。昨年度補正予算での金額は一千七百億円でございます。来年度予算概算要求で一千億円に削減をしたので、全国知事会の会長も全国市長会の会長も反発をいたしました。そこで、政府が今年度の補正予算で交付金一千億円を積み増した結果、地方六団体は機嫌を直し、これを評価するコメントを出しました。いかにも場当たりの見えです。

たった一年半前の想定から二転三転しているようでは、五年先を見据えた予算の確保は難しいのではないかと、麻生財務大臣にお伺いいたします。来年度交付金一千億円の財源はどのように捻出

されたのか、今後とも安定的に確保できる財源なのか、今後は当初想定二千億円程度になるのか、交付金の経済効果はどう見積もられているのか、お伺いをいたします。

次に、地方拠点強化税制、企業版ふるさと納税及び生涯活躍のまち構想についてお伺いをいたします。

これらの制度の目的は東京一極集中の現状を変えるということですが、それぞれの制度で、適用される地域が異なります。

地方拠点強化税制では、東京から地方に企業の本社等が移転すると税制上の優遇措置が得られますが、前の国会での我が党の反対にもかかわらず、大阪、神戸、京都、名古屋等は対象外となっております。次に、企業版ふるさと納税ですが、この制度を利用できないのは、先ほどの対象外地域のうち、不交付団体ということになっております。

したがって、現在は、東京都、東京二十三区、東京圏の十八市町のみが対象外となります。そして、生涯活躍のまち構想では、地域的な制度は特になく、東京二十三区でも利用できます。

東京一極集中を是正して地域再生を進めるという同じ目的を持った制度で、制度の恩恵を受ける地域が全く異なるのはおかしくないのでしょうか。人や企業を全体としてどう動かしたいのか、その考え方が見えません。

三つの制度はどのような関係にあるのか、あわせて、この制度が東京一極集中を是正するに当たってどのような効果が見込まれるのか、また、地域再生にどのようにつながるのか、石破地方創生担当大臣にお伺いをいたします。

以上、今回の地域再生法の改正は、予算措置の見通しが不透明で、新しいいろいろな制度は全体の方角性が不明確で、地域再生の哲学が国民に見えないのではないのでしょうかという観点で質問いたしました。

○議長(大島理森君) 谷畑君、時間が来ております。

○谷畑孝君(続) はい、済みません。

これに対し、おおさか維新の会は単純明快です。

東京一極集中を改め、まずは大阪を副首都と位置づける、国から地方に交付金を配るのをやめ、消費税の税収を地方に渡して自治体を財政的に自立させる、そして、地域再生のための制度は条例で自由に決められるよう地方自治体の権限を憲法に定める、これがおおさか維新の会の考えであります。

国民の皆さんの御理解をお願いして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 地方創生事業についてお尋ねがあつております。

地方創生は大変重要な課題であるとの政府の考え方は、これまで一貫いたしております。そのもとで、毎年の予算編成過程において、地方創生の取り組み状況や課題などを踏まえつつ、必要な財政上の支援を行っているところであります。

御指摘の地方創生推進交付金につきましても、創設時に五年間の総額を決定したわけではなく、二十六年補正予算、二十七年補正予算及び二

十八年度予算において、必要に応じ、切れ目のない支援を講じているところであり、地方財政計画上のまち・ひと・しごと創生事業費とあわせて、十分な支援を行っているものと考えております。

地方創生推進交付金の財源などについてのお尋ねもあつております。

地方創生推進交付金の財源につきましては、関係府省において、裁量的経費を合理化、効率化、また、地方創生関連予算に重点化するとともに、既存の交付金を再編することなどで手当てをされたものであります。

今後につきましては、当該交付金が複数年度にわたる事業についても支援可能な制度とされていることや、厳しい財政事情なども踏まえつつ、二十九年度以降の予算編成過程において検討してまいります。

また、経済効果に関しては、全ての事業ごとに量的に見積もることは困難であります。地方の先駆的な取り組みを後押しすることなどにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、町の活性化など、地方創生の深化につながるものと考えております。(拍手)

(国務大臣石破茂君登壇)

○国務大臣(石破茂君) 各制度の対象地域についてのお尋ねであります。

地域再生法改正案に基づく各制度は、東京一極集中を是正し、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくるといった地方創生の目標を達成するため、各地域がそれぞれの実情を踏まえて行う自主的、自立的な取り組みを支援するものであります。

御指摘のうち、地方拠点強化税制は、地域に企業を呼び込み、地方での安定した良質な雇用の創出を目的とするものでありますが、既に人口や産業が集中している地域への企業の移転が促進されるといった問題が生ずるおそれがある地域については対象外としたしております。

また、地方創生応援税制につきましては、地方創生事業を実施する地方公共団体に民間企業の資金を呼び込むことを目的とするものでありますため、自主財源による事業執行が可能な地方交付税の不交付団体を対象外とすることを基本としていたしております。

さらに、生涯活躍のまちにつきましては、地方への人の流れをつくるとともに、中高年齢者の住みかえ先となる魅力的なコミュニティづくりを支援するもので、地方への移住だけでなく、都市内での住みかえなども想定していることから、多様な地域を対象としているものでございます。

このように、各制度におきましては、それぞれ制度の特色を最大限生かすことができるよう地域を設定しているものでございます。

以上であります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十三分散会

出席閣僚大臣

財務大臣 麻生 太郎君
総務大臣 高市 早苗君
外務大臣 岸田 文雄君
文部科学大臣 馳 浩君
厚生労働大臣 塩崎 恭久君
国務大臣 石破 茂君
国務大臣 加藤 勝信君
国務大臣 河野 太郎君
内閣府副大臣 福岡 資麿君

出席副大臣

○議長(大島理森君)の報告

(理事選任)

一、去る十一日、決算行政監視委員会において、次のとおり理事を選任した。

(理事補欠選任)

一、去る十一日、決算行政監視委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 後藤田正純君(理事河野太郎君去る平成二十七年十月七日委員辞任につきその補欠)

その補欠

理事 寺田 学君(理事榎本道義君去る一月四日委員辞任につきその補欠)

理事 伊藤 忠彦君(理事神田憲次君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 菅原 一秀君(理事武村展英君去る一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

総務委員

辞任

補欠

議員運営委員

辞任

補欠

外務委員

辞任

補欠

厚生労働委員

辞任

補欠

秋本 真利君

甘利 明君

鴨下 一郎君

武村 展英君

黄川田 徹君

細野 豪志君

松浪 健太君

大野敬太郎君

助田 重義君

中村 裕之君

山田 賢司君

山田 賢司君

山田 賢司君

山田 賢司君

山田 賢司君

山田 賢司君

山田 賢司君

山田 賢司君

山田 賢司君

山田 賢司君

勝俣 孝明君 秋本 真利君
福山 守君 鴨下 一郎君
藤井比早之君 武村 展英君
奥野総一郎君 黄川田 徹君
津村 啓介君 細野 豪志君
遠藤 敬君 松浪 健太君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

奥野総一郎君 黄川田 徹君
黄川田 徹君 奥野総一郎君

補欠

消費者問題に関する特別委員

辞任

金子めぐみ君 瀬戸 隆一君
鴨下 一郎君 富樫 博之君
後藤田正純君 山下 貴司君
水戸 将史君 横山 博幸君
瀬戸 隆一君 金子めぐみ君
富樫 博之君 鴨下 一郎君
山下 貴司君 後藤田正純君
横山 博幸君 水戸 将史君

補欠

(議案提出)

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る十一日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案

(議案付託)

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

外務委員会 付託

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(第百八十九回国会衆法第二四号)(参議院送付) 内閣委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

総務委員会 付託

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

環境委員会 付託

(調査要求承認)

一、決算行政監視委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十一日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

六、行政監視に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十八年三月十一日

決算行政監視委員長 松木けんこう

衆議院議長 大島 理森殿

(質問書提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業に関する質問主意書(階猛君提出)

保育料値上がり問題に関する質問主意書(西村智奈美君提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本国憲法第九十条と特定秘密の保護に関する法律第十条第一項の文言上の齟齬に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

福祉タクシーに関する質問主意書(中根康浩君外一名提出)

TPP協定案に関税撤廃の除外規定がないことにより生じる影響等に関する質問主意書(仲里利信君提出)

公共サービス基本法に対する総務省の取り組みに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

環太平洋パートナーシップ協定の国内実施法に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

日本共産党へのソ連からの秘密資金援助疑惑に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員仲里利信君提出沖縄で実施されていた米軍実弾砲撃演習の県外移転に伴い明らかとなった二重基準や騒音の配置等の諸問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出我が国が保有するブルトニウムに関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出核燃料サイクルとMOX燃料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出「手話言語法」制定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出自衛隊員への「遺書」作成要求に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出消費税10%引き上げの再延期の条件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出原子力緊急事態宣言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出平成二十八年二月十八日の衆議院総務委員会で行われた高市総務大臣の所信におけるPPP協定発言に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員高井崇志君提出ばちんこ遊技機の射幸性管理に係る規制の在り方とのめりこみ・ギャンブル依存症問題の關係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出沖縄担当特命全權大使の功績と評価に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出内閣総理大臣補佐官の海外出張に関する質問に対する答弁書

平成二十八年三月一日提出
質問 第一五八号

沖縄で実施されていた米軍実弾砲撃演習の県外移転に伴い明らかとなった二重基準や騒音の配置等の諸問題に関する質問主意書

提出者 仲里 利信

沖縄で実施されていた米軍実弾砲撃演習の

県外移転に伴い明らかとなった二重基準や騒音の配置等の諸問題に関する質問主意書

米軍は、沖縄県内のキャンプ・シュワブやハンセンにおいて、実弾砲撃演習や射撃訓練、廃弾処理を日常的に実施していた。しかし、住民地域への跳弾が相次ぎ、また健康被害をもたらす騒音も頻発して、周辺住民や県民の安心・安全な生活が脅かされるという深刻な事態が生じていた。

このため、政府は、米軍の県道一〇四号越え実弾砲撃演習を一九九七年に県外に移転したが、実弾射撃訓練や廃弾処理はそのまま県内で実施されることとなったため、跳弾や騒音問題は依然として残り、周辺住民と県民の不安は払拭されていない状況が続いている。

また、政府は、米軍実弾砲撃演習・訓練に伴う騒音調査と防音工事について沖縄県内では一切適用してこなかったのにも関わらず、同演習の県外移転を機に、移転先の五演習場及び移転先以外の五演習場、合計十の演習場においては、騒音調査を実施した上で補助率百%の防音工事を実施している。

本来、米軍実弾砲撃演習・訓練に伴う跳弾や騒音の抜本的な防止と解決は、政府の責務に他な

らず、過重な基地負担を強いられている沖縄県民の負担を軽減する措置として、政府が率先して取り組むべき喫緊の問題である。

然るに、名護市が問い合わせるまでの間、ひたすらに騒音調査と防音工事の補助事業が存在する事実をひた隠しにし、また名護市からの合計七回に及ぶ要請に対しても、木で鼻を括った対応に終始したことは到底容認できるものではない。これでは、政府が事あるごとに「沖縄県民の思いに寄り添う」とか「県民の声を丁寧に聞く」という説明がいかにか口先だけで行動が伴わないものであるか疑われても仕方のないことである。また、このような二重基準の適用が堂々とまかり通ってきた根底には、沖縄県民への構造的差別が根深く存在していることの証左に他ならない。

そこでお尋ねする。

一 世界保健機関は、交通騒音等による高頻度の睡眠妨害が睡眠障害という疾患に成り得ることや、騒音は大気汚染や水質汚濁の有害物質と同様に、公害病の原因と成り得る環境要因であることなどを指摘しているが政府の認識はどうか。

二 騒音が人命にまで影響することを認識した上で騒音を出し続けることは、水俣病公害事件で、原因を知りながら排水を流し続けることと同じであると言われているが政府の認識はどうか。

三 環境省は、騒音に係る環境基準の設定に当たり、地域住民からの差し止め請求等が行われたことを踏まえ、住民反応との相関が高く、国際的にも広く採用されている基準値に改正した

り、世界保健機関が定める「騒音のもたらす健康被害のガイドライン」に概ね準じたレベルに定めたりするなど、騒音被害住民の立場に立つて騒音基準を定めていると承知している。一方、防衛省は、防音補助工事の実施を「砲撃等火薬類の使用」の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をLc d e n値八十一以上である区域を基準として独自に行うものとしている。これは環境省や世界保健機関のガイドラインのいずれに相当するのか、また相当する(適合する)とした理由と根拠は何か、さらに防衛省があえて判例やそれに基づいて環境省がわざわざ改正した基準値、世界保健機関のガイドラインに基づかず、独自の算定値を防音補助工事の実施基準値として用いる理由と根拠は何か。

四 防衛省が騒音調査を行うため各演習場に設置した測定器の測定単位は、環境省や世界保健機関が用いている測定器と同じ測定単位か。

五 防衛省が防音補助工事を実施するに当たっては、騒音調査結果に基づいて住宅防音区域を定めていると承知している。そうであるならば、この区域設定に当たって線引き(コンター)設定を行うために設置した測定器の測定可能距離(能力)や設置距離(間隔)、必要機器数を演習場に明らかにされたい。本職が調査した限りでは、一カ所しか測定器が設置されていない演習場があれば、二、三カ所、多いところでは五カ所という具合にばらばらであり基準がないように見受けられた。一体どのような根拠と基準、考えに基づいて測定機器の設置数を定め、線引

き(コンター設定)を行ったのか明らかにされた
い。

六 防衛省が平成二十二年三月二十五日付け事務
次官通達で各防衛局長宛に送った通達の別紙に
よれば、防音補助工事の実施に当たっては、
「砲撃等火薬類の使用」の頻繁な実施により生ず
る音響の影響度を、当該音響の強度並びに発生
の回数及び時刻等を考慮した算定式で求めると
している。そうであるならば、政府は、米軍実
弾砲撃演習の県外移転に伴う防音補助工事を実
施するため、騒音調査を移転先の五演習場及び
移転先以外の五演習場、合計十の演習場におい
てそれぞれ実施したことになる。そうであるな
らば、防音補助工事が実施された十の演習場毎
に、同事務次官通達の別紙の二の各号で定める
ところの調査結果とその測定数値、さらに別紙
の一で算定する値をそれぞれ明らかにされた
い。

七 質問六に関連して、防音補助工事が実施され
た演習場毎に、全世帯の数、そのうち防音補助
工事が実施された世帯数、対象区域外とした世
帯数を明らかにされたい。

八 名護市は、稲嶺進市政になった二〇一〇年か
ら、政府に対して騒音の原因が実弾砲撃音か
廃弾処理のいずれか明らかにするよう求めてき
た。これに対し政府は「米軍の運用上答えられ
ない」とのすげない返事を行ったとのことであ
るが事実か、またなぜ騒音の原因を確認するこ
とが米軍の運用と関わりがあるのか、具体的に
明らかにされたい。

九 沖縄防衛局は、これまで沖縄県内の米軍専用
施設周辺での騒音調査を実施してこなかった。
このため、名護市はキャンプ・シュワブ周辺で
爆発音調査を実施した。その調査結果によれ
ば、毎月八十デシベル以上の騒音を計測し、二
〇一五年二月十七日は豊原地区で実に百六回も
計測したとのことであるが政府はどのような測
定値を承知しているか。

十 名護市の実施した測定値によれば、米軍の射
撃演習・訓練や廃弾処理に伴い発生する騒音
は、世界保健機関が定める「騒音のもたらす健
康被害のガイドライン」や環境省が概ね準じた
レベルを大幅に越え由々しい値となっている。
そうであるならば、米軍の射撃演習・訓練や廃
弾処理に伴い発生する騒音は地域住民の健康を
損なう騒音に他ならず、直ちに差し止めるべき
ものではないか、またそれを知らながら放置し
騒音を出し続けることは、地域住民の健康を損
なう故意の危険な行為として直に取り締まる
べきものと思われるが政府の認識はどうか。

十一 名護市は、政府がキャンプ・シュワブ周辺
で騒音調査を行わなかった理由について政府に
照会したところ、政府は「移転先の演習場と比
べ使用している装備や訓練の状況等から、同等
の騒音状況が生じていると想定されなかったこ
とから、騒音調査を行わなかった」と回答し
た。そうであるならば、「使用している装備」や
「訓練の状況」の具体的な内容、「等」の意味と範
囲、名護市の調査で八十デシベルの調査結果が
出ているのにも関わらず、「同等の騒音状況が
生じていない」とした理由、「想定」の意味を、

比較した演習場毎にそれぞれ明らかにされた
い。

十二 在沖米海兵隊の砲撃部隊が県外に遠征して
実弾砲撃演習・訓練を行う場合、各演習場で
は市民団体等への説明会が開催されているとの
報道がある。一方沖縄県内ではこれまでそのよ
うな説明会は一切開催されていないと承知して
いる。事実の確認と政府の認識の説明を求め
る。

十三 政府は、沖縄で実施されていた米軍実弾砲
撃演習の県外移転に伴い、十の演習場周辺住宅
に対して防音補助工事を実施するため、新たに
演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱を制定
したと承知している。そうであるならば、同補
助金交付要綱の規定において、①「自衛隊等」の
「等」にはいかなるものが含まれているのか、
②沖縄県内の米軍が県外に遠征して、指定する
区域十の演習場で砲撃演習を行う場合は対
象となるのか、③「砲撃を主とする射撃、爆撃
その他火薬類の使用」の範疇として、現在沖縄
県内の米軍専用施設において米軍が日常的に実
施している「射撃演習・訓練及び「廃弾処理」は
含まれるのか、④なぜ沖縄県内の米軍専用施設
である演習場や訓練場は指定する区域になり得
ないのか、それぞれ明らかにされたい。
十四 自衛隊が沖縄県内の自衛隊基地や他の施設
等で廃弾処理を実施する場合、所在の市町村に
事前に通報若しくは説明を行っているか明らか
にされたい。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一五八号
平成二十八年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出沖縄で実施されてい
た米軍実弾砲撃演習の県外移転に伴い明らかと
なった二重基準や騒音の放置等の諸問題に関す
る質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員仲里利信君提出沖縄で実施され
ていた米軍実弾砲撃演習の県外移転に伴い
明らかとなった二重基準や騒音の放置等の
諸問題に関する質問に対する答弁書

一について
騒音の健康影響については、騒音レベルや暴
露時間によつては睡眠や聴力への影響が生じる
可能性があることを認識している。

二について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、
一般的に、公害による健康被害については、公
害の種類ごとに、被害が発生するメカニズム等
が異なるため、一概に比較することは困難であ
る。

三について
御指摘の「世界保健機関が定める「騒音」のた
らす健康被害のガイドライン」については、何
を指すのか必ずしも明らかではないため、お答
えることは困難である。

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六
条第一項の規定に基づく騒音に係る環境基準に
は、自衛隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第百

六十五号)第二条第一項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。)による砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響(以下「砲撃騒音」という。)のみを特に対象としたものはない。自衛隊等の特有の行為により生ずる騒音である砲撃騒音は、航空機騒音と同様に断続的に発生する騒音であることから、環境基本法第十六条第一項の規定に基づく航空機騒音に係る環境基準について(昭和四十八年環境庁告示第百五十四号)に定める算定方式に倣い定めた基準(砲撃騒音の影響度について、「演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱第一条及び演習場周辺の移転補償等の実施に関する訓令第一条に規定する別に指定する区域の指定について」(平成二十二年三月二十五日付け防地防第三四八三号防衛事務次官通達)及び「演習場周辺における住宅防音区域及び移転補償区域の指定に関する細部要領について」(平成二十二年三月二十五日付け防地防第三四八四号防衛省地方協力局長通知。以下「細部要領」という。)に規定する算定式等に基づき、当該音響の強度並びに発生回数及び時刻等を考慮して算定した値(以下「L C d e n 値」という。)による基準をいう。)を評価基準としたものである。

四について

防衛省においては、自衛隊等が使用する施設(自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国と

の間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)第二条1の施設及び区域(以下「施設及び区域」という。)をいう。以下「自衛隊等の施設」という。)の周辺区域においてL C d e n 値が八十一以上の区域が存在するかについて専門知識を有する業者に騒音調査を委託し実施している。騒音調査の際に用いている騒音計は、日本工業規格C一五〇九一に規定するサウンドレベルメータであり、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成二十七年十月環境省作成)において使用することとしている規格と同様のものである。なお、世界保健機関が使用している測定機器については、承知していない。

五について

お尋ねの「測定器の測定可能距離(能力)や設置距離(間隔)、必要機器数の意味するところが必ずしも明らかではないが、騒音調査の測定を行う範囲は、砲撃等の発射位置及び着弾位置からおおむね二十キロメートル以内とし、測定箇所は、測定地域全体にわたって分布するように選定することとしており、具体的な測定箇所数については、上富良野演習場で二十か所、北海道大演習場(島松着弾地及び島松地区に限る。以下同じ。)で三十一か所、然別演習場で二十か所、矢白別演習場で三十か所、岩手山中演習場で二十三か所、王城寺原演習場で三十か所、北富士演習場で二十六か所、東富士演習場

で三十か所、饗庭野演習場で三十二か所、日出生台演習場で三十か所である。

なお、防衛省においては、L C d e n 値が八十一以上あることが確認され、当該区域内に住宅があると判明した場合には、演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱(平成十九年防衛省訓令第百九号。平成十九年八月三十一日以前は演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱(平成九年防衛施設庁訓令第十三号)。以下「交付要綱」という。)に規定する住宅防音工事の対象区域として指定した後においても、騒音状況の変化を把握するため、地形の影響や集落の所在などを勘案しつつ、必要に応じて自動騒音測定装置を設置し、騒音状況の把握に努めているところである。具体的な測定箇所数については、上富良野演習場に一か所、北海道大演習場に四か所、岩手山中演習場に三か所、北富士演習場に二か所、東富士演習場に三か所及び饗庭野演習場に五か所設置し、測定を行っているものである。

六について

防衛省は、細部要領に基づき、自衛隊等の施設の周辺において、騒音の最大音圧レベルの測定や騒音の発生時刻等を記録するなどの現地調査を行い、これらの測定データ等から一日の間に発生する砲種別、弾種別、発射位置別及び着弾位置別の騒音値を算出するなどして、L C d e n 値が八十一以上の区域が存在するかを調べ、当該騒音調査を実施し、当該調査の結果、L C d e n 値が八十一以上であることが確認され、当該区域内に住宅が存在することが判明し

た場合には、住宅防音工事の対象区域として指定しているところである。住宅防音工事の対象区域を指定している十の施設についても、それぞれ騒音調査を実施した結果、当該施設の周辺にL C d e n 値八十一以上の値が確認されたものである。

七について

平成二十六年度までに住宅防音工事が完了して交付要綱に基づき補助金が交付された世帯数は、上富良野演習場については三世帯、北海道大演習場については二百四十四世帯、然別演習場については零世帯、矢白別演習場については四百二十九世帯、岩手山中演習場については二十六世帯、王城寺原演習場については八百九世帯、北富士演習場については二千五百十世帯、東富士演習場については七千七百九十世帯、饗庭野演習場については百二十四世帯、日出生台演習場については八百六十二世帯である。

お尋ねの「全世帯の数」及び「対象区域外とした世帯数」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

八について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、防衛省では、名護市から米軍の訓練による騒音について問合せがあった際には、必要に応じて米軍に照会し、回答を得た際には、その回答内容を名護市に伝えている。なお、米軍からの回答について、政府としてその具体的な内容をお答えする立場にない。

九について

お尋ねの測定値については、名護市及び名護市議会からの情報の提供により承知している。

政府としては、米軍は、日米安保条約の目的達成のため、その能力を維持するための訓練を行う必要があるものと認識しているが、米軍に對しては、引き続き、訓練の実施に当たり、騒音について、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけていく考えである。

十一について

お尋ねの「使用している装備」とは砲撃等のことであり、「訓練の状況」とは砲撃回数等のことであり、「等」とは騒音の発生源と周辺地域との距離等である。また、お尋ねの「同等の騒音状況が生じていない」とした理由については、自衛隊等の施設について、使用している装備や訓練の状況等を総合的に考慮した上で、当該自衛隊等の施設の周辺においてL C d e n値が八十以上上の区域が存在する可能性がある」と認められなかったからである。

十二について

お尋ねの「市民団体等への説明会が開催されている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成八年十二月二日に発表された「沖繩に関する特別行動委員会」の最終報告を踏まえ、沖繩県において実施されていた実弾射撃訓練を本土の演習場に移転して実施する際には、地方防衛局等から地元自治体等に対し、適宜、説明会等を実施している。

また、当該実弾射撃訓練がキャンプ・ハンセン

ンにおいて実施されていた際には、沖縄防衛局から地元自治体等に対し、日時、演習内容等を通知していたところである。

十三について

お尋ねの「自衛隊等」については、三について述べた自衛隊等を指す。

また、お尋ねの「遠征」、「射撃演習・訓練」及び「廃弾処理」の意味するところが必ずしも明らかではないが、米軍が施設及び区域で実施する射撃、爆撃その他火薬類の使用により生ずる音響についても評価の対象となり得る。

住宅防音工事の対象区域の指定に当たって

は、自衛隊等の施設の周辺においてL C d e n値が八十一以上の区域が存在する可能性の有無について検討し、その可能性があると認められる場合に実施することとしているところ、当該区域を指定している十の施設以外の施設について、その可能性があると認められないことから、住宅防音工事の対象区域を指定することは現時点において考えていないが、今後の騒音状況に応じて適切に対応してまいりたい。

十四について

お尋ねの「廃弾処理」の意味するところが必ずしも明らかではないが、陸上自衛隊は、昭和五十一年一月より、日米地位協定第二条4(a)の規定に基づき、キャンプ・ハンセン及びキャンプ・シユワブの一部土地を不発弾処理場として共同使用しており、当該処理場を使用する予定については、事前に沖縄防衛局から関係自治体に対して通知している。

1

平成二十八年三月二日提出
質問第一五九号

我が国が保有するプルトニウムに関する質問
主意書

提出者 逢坂 誠二

我が国が保有するプルトニウムに関する質問主意書

エネルギー基本計画(平成二十六年四月十一日閣議決定)では、「利用目的のないブルトニウムは持たないとの原則を引き続き堅持」することが明記されているが、これに關し以下の点を明示されたい。

二十六年末の我が国のプルトニウム保有量は約四十七・八トンと承知しているが、このうち発電での利用予定は何トンか。

一 発電以外の利用目的量があるとすれば何トンであり、主な利用目的は何か。

内閣衆質一九〇第一五九号

平成二十八年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出我が國が保有するブルトニウムに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出我が国が保有するプルトニウムに関する質問に対する答弁書

及び二について

平成二十七年七月二十一日に公表された「我

が国のプルトリウム管理状況」における「国内に

の分離プルトニウム」(以下これらを合わせて「分離プルトニウム」という。)約四十七・八トンのうち、電気事業者が国内の原子力発電所及び日本原燃株式会社との再処理施設並びにイギリス及びフランスにおいて保管する分離プルトニウム約四十三・一トンについては、実用発電用原子炉において、MOX燃料として利用される予定であるものと承知している。ただし、その一部については、研究開発用として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)に譲渡されることもあるものと承知している。また、残りの分離プルトニウム約四・七トンについては、原子力機構等が保管しており、試験研究用等原子炉等において利用される予定であるものと承知している。

平戊午年三月二日提出

質問第一六〇号

核燃料サイクルとMOX燃料に関する質問主

意書

核燃料サイクルとMOX燃料に関する質問

三京書

四月十一日閣議決定等で、「核燃料サイクル」との言葉を使っているが、このサイクルとは、どのような内容なのか明示されたい。

併せて、この核燃料サイクルに、「使用済核

の基本的方向の一つとして定め、障害者が円滑に情報を取得し、及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報提供の充実、意思疎通支援の充実、行政情報バリアフリー化等の施策を実施することとしている。具体的には、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)に基づく放送事業者への番組制作費助成、都道府県及び市町村が実施する障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する手話通訳者の派遣、設置等に係る費用の補助等を行つていくとともに、一定の選挙における政見放送への手話通訳の付与を可能としていくところである。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項の規定に基づき策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成二十七年二月二十四日閣議決定)において、同法第五条、第七条第二項及び第八条第二項に規定する必要がある合理的配慮(以下「合理的配慮」という。)の一例として、「筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使つて説明をするなどの意思疎通の配慮」を示すとともに、国の行政機関等において、これらを含めた合理的配慮を行うこととしているところである。

三及び四について

御指摘の「手話言語法」が具体的に何を意味するのか必ずしも明らかではないが、政府として

は、障害者基本計画に基づく施策を着実に実施するとともに、国の行政機関等において合理的配慮を行い、また、その具体例を蓄積し、広く国民に提供するなどの取組を進めてまいりたい。

平成二十八年三月三日提出
質問 第一六二号

自衛隊員への「遺書」作成要求に関する質問
意書

提出者 照屋 寛徳

自衛隊員への「遺書」作成要求に関する質問
主意書

昨年九月十九日未明、多くの国民が国会を取り囲み、大声で「反対」を叫ぶ中、平和安全法制、いわゆる「戦争法」(以下、「戦争法」という)が参議院本会議で可決・成立した。

「戦争法」をめぐっては、成立から半年を迎えようとしている今なお批判の声が続え、廃止を求める声は根強い。かかる国民の声にこたへるべく、「戦争法」の施行が間近に迫る去る二月十九日、野党五党は衆議院に「戦争法」廃止法案を提出した。

「戦争法」は、間違いなく違憲・無効な法律である。法案段階から国会審議等を通じて、多くの憲法学者、歴代の内閣法制局長官や最高裁判所長官・判事らが憲法第九条の精神に反し、わが国の立憲主義と平和主義、自衛隊の「専守防衛」に反する稀代の悪法だと批判してきた。

私も「戦争法」は違憲・無効であり、その施行を待つことなく、即刻廃止されるべきだと考えている。

軍事評論家など多くの識者が指摘するように、「戦争法」施行によつて米軍と自衛隊の一体化・融合化が急速に進むであろう。その結果、自衛隊員が「地球の裏側」の戦地や紛争地に派遣され、戦闘行為に巻き込まれて人を殺し、殺される事態が現実のものとして招来する日もそう遠くはない。

かかる「戦争法」施行と安倍政権による集団的自衛権全面解禁のための明文改憲の動きの中で、自衛隊員への「家族への手紙(以下、「遺書」という)作成要求問題を見過ごすことはできない。

以下、質問する。

一 政府は、二〇一〇年当時陸上自衛隊北部方面隊(以下、北部方面隊という)総監だった千葉徳次郎陸将(以下、単に総監という)が、同年夏に「(遺書)を書くのは」命を賭す職務に就く軍人としての矜持である」等と訓示した事実を承知しているか。事実であれば、右訓示のあった日時、場所、内容等を特定した上で、自衛隊員を「軍人」扱いする千葉陸将(当時の総監としての資質に対する政府の見解を示されたい。

二 二〇一〇年当時、北部方面隊鹿追駐屯地に勤務していた元二等陸曹の告発によると、同方面隊においては訓示以降、総監の提案で、服務指導として隊員に「遺書」を書かせ、個人用ロッカーに保管させていたようだ。かかるロッカーの鍵は、当該隊員のみならず、部隊側も保有していたという。

① 北部方面隊において、隊員に「遺書」を書かせ、個人用ロッカーに保管させる行為が以下、「遺書」の作成及びロッカー保管というが行われ、かかるロッカーの鍵を部隊側が保

有していたというのは事実か。当該行為等が服務指導であつたか否かを含めて、事実関係を明らかにされたい。なお、事実であれば、「遺書」の作成及びロッカー保管が始められた日付と目的、法的及び服務規程上の根拠を明らかにした上で、その適法性、適正性に対する政府の見解を示されたい。

② 「遺書」の作成及びロッカー保管は現在も行われているのか。すでに終了しているのであれば、その日付と終了に至つた理由について明らかにされたい。

③ 服務指導は命令か任意か。その根拠を明らかにした上で、「遺書」の作成及びロッカー保管が命令であつたかどうか、政府の見解を示されたい。

三 右元二等陸曹は、定年退職三か月前の二〇一四年十月、北部方面隊総監部に対し「遺書」の返却と「遺書」を書かせた理由の説明を求める苦情申し立てを行つていく。苦情処理通知書の発出年月日と回答内容について明らかにした上で、かかる苦情申し立てがなされた事実に対する政府の見解を示されたい。

四 現在、鹿児島県の陸上自衛隊国分駐屯地でも、北部方面隊同様の「遺書」作成が隊員に求められているようだが、事実関係を明らかにされたい。

五 「遺書」作成要求は陸上自衛隊に限つたものか。海上自衛隊や航空自衛隊でも行われているのか。右鹿追駐屯地及び国分駐屯地以外の全国の各自衛隊において、同様の「遺書」作成要求がなされている事実があれば、その全てについて

平成二十八年三月十五日 衆議院會議録第十六号

議長の報告

一八

部隊名及び基地名(駐屯地、分屯地等を含む)を明らかにした上で、かかる状況に対する政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一六二号

平成二十八年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員照屋寛徳君提出自衛隊員への「遺書」作成要求に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出自衛隊員への「遺書」作成要求に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十二年七月二十六日付けで陸上自衛隊北部方面総監となつた千葉徳次郎陸将(当時。以下「千葉陸将」という。)が翌日以降複数回にわたり訓示を行ったという記録はあるが、日時、場所及び当該訓示の細部については明らかでなく、お尋ねの内容を含む訓示をしたことは確認できない。また、千葉陸将を北部方面総監に任命するに当たっては、それまでの経歴、能力、人格等を総合的に判断して、任命を行ったところである。

二及び五について

お尋ねについては、その全てを明らかにするためには調査に膨大な作業を要するため、事実関係及びそれに対する政府の見解についてお答

えすることは困難であるが、一般に、自衛隊における服務指導とは、自衛隊員が自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第五十二条に規定する服務の本旨にのっとり行動するよう、上官から行われる指導である。

千葉陸将が、部下に対し、任務に対する準備の一つとして家族への手紙を作成し、ロッカー内に保存することを要する旨を訓示したこと、また、陸上自衛隊北部方面隊に所属する部隊等の一部において、自衛隊員が任意で家族への手紙を作成し、自衛隊員個人が個人用ロッカーにおいて保管し、又は部隊等でまとめて保管する等していたことがあることは確認されている。また、個人用ロッカーの鍵については、部隊等によっては、予備の鍵を部隊等が保管している場合もあると承知している。

三について

防衛省において、苦情の処理に関する訓令(昭和三十七年防衛庁訓令第七十六号)の規定に基づき行われる苦情申立ての有無及び内容については、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、また、苦情申立てをしようとする者がこれをちゅううちする等、事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあることから、個々の苦情申立ての有無及び内容についてお答えすることは差し控えたい。

四について

陸上自衛隊国分駐屯地において、現在、自衛隊員が家族への手紙の作成を求められているという事実は確認されていない。

平成二十八年三月三日提出
質問 第一六三号

消費税十%引き上げの再延期の条件に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

消費税十%引き上げの再延期の条件に関する質問主意書

安倍総理は消費税十%引き上げの再延期に関して、二月二十九日の予算委員会では田憲司議員の質問に対し、「先日の財金委員会において、リーマン・ショックのような重大事態とはどういうものかと問われた際に、単に個人消費の落ち込みというのみではなく、その背景に世界経済の大幅な収縮が実際に起こっているかどうかについて、専門的な見地から行われる分析も踏まえてそのときの政治判断において決められる事項であるという旨お答えをしたものでありまして、従来の立場と変わりがございません。また、これも質問においてあつたのですが、消費税率を引き上げて税収が上がらなければ元も子もないということについては、そのとおりであるという趣旨の答弁をしたところでございます。」と答弁されています。

「税率を上げて税収が上がらない」という事態は、世界経済が縮小していかなくてもわが国の経済状況によつては起こり得ますが、その場合に消費税引き上げを延期するとなると、それは新たな条件が加わつたことになると考えますが政府の見解を伺います。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一六三号
平成二十八年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出消費税十%引き上げの再延期の条件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出消費税十%引き上げの再延期の条件に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「新たな条件が加わつたことになる」との意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年四月の消費税率の十パーセントへの引上げは、社会保障制度を次世代に引き渡していく責任を果たすとともに、市場や国際社会における我が国の信頼を確保するため、リーマンショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り、確実に実施することとしており、政府の従来の立場に何ら変わりはない。

平成二十八年三月三日提出
質問 第一六四号

原子力緊急事態宣言に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

原子力緊急事態宣言に関する質問主意書
原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定に基づき、二十一年三月十一日に原子力緊急事態が宣言され、現在もこの宣言は継続中であるが、同法同条第四項の規定に基づくこの宣言の解

除は、どの程度の時期になるのか、その見通しに
関する、政府の考えを明示願いたい。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一六四号

平成二十八年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出原子力緊急事態宣言
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出原子力緊急事態
宣言に関する質問に対する答弁書

お尋ねの原子力災害対策特別措置法(平成十一
年法律第五十六号)第十五条第四項に規定する
原子力緊急事態解除宣言については、同項におい
て、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の
対策を実施する必要がなくなつたと認めるときに
行うこととされており、住民の避難や原子力事業
所の施設及び設備の応急の復旧等の実施状況等を
踏まえ、総合的な見地からこれを行うかどうか判
断するものであるため、現時点において確たる見
通しを述べることは困難である。

平成二十八年三月三日提出
質問 第一六五号

平成二十八年二月十八日の衆議院総務委員
会で行われた高市総務大臣の所信におけるTP
P協定発言に関する再質問主意書

提出者 逢坂 誠二

平成二十八年二月十八日の衆議院総務委員
会で行われた高市総務大臣の所信における
TPP協定発言に関する再質問主意書

内閣衆質一九〇第一三九号(平成二十八年三月
一日)において、一般に、経済連携協定は、締約
国間の貿易及び投資の促進に寄与するものであ
り、これらを通じて地方創生や地域の活性化に結
びつき得る」と答弁されているが、貿易及び投資
の促進の結果、地方創生や地域の活性化に対する
悪影響が発生することは想定されているか、ご教
示願いたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一六五号
平成二十八年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出平成二十八年二月十
八日の衆議院総務委員会で行われた高市総務大
臣の所信におけるTPP協定発言に関する再質
問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出平成二十八年二
月十八日の衆議院総務委員会で行われた高
市総務大臣の所信におけるTPP協定発言
に関する再質問に対する答弁書

お尋ねの「貿易及び投資の促進の結果」による効
果について、一概に申し上げることは困難である
が、政府としては、経済連携協定の締結によりも
たらされる貿易及び投資の促進が、地方創生及び
地域の活性化に結びつくよう、取り組んでまいり
たい。

平成二十八年三月三日提出
質問 第一六六号

ぱちんこ遊技機の射幸性管理に係る規制の在
り方とのめりこみ・ギャンブル依存症問題の
関係に関する質問主意書

提出者 高井 崇志

ぱちんこ遊技機の射幸性管理に係る規制の
在り方とのめりこみ・ギャンブル依存症問
題の関係に関する質問主意書

公益財団法人日本生産性本部の「レジャー白書
二〇一五」によれば、パチンコ産業の平成二十六
年中の市場規模は二十四兆五千億円、遊技への参
加人口は千五百五十万人となっており、一人当たり
の年間遊技費用が二百万円を超え、高額な費用を
遊技に投入するいわゆる「ヘビィユーザー」に頼つ
た営業が続いていることが見て取れる。

他方でパチンコ業界には、パチンコメーカー又
はホールが遊技くぎを改変し遊技機の射幸性を向
上させる不正改造が蔓延していることが平成二十
七年六月から遊技産業健全化推進機構によつて実
施された遊技機性能調査によつて明らかになつて
いる。

このようなパチンコ業界に蔓延する不正改造が
パチンコ産業のヘビィユーザー化を加速し、いわ
ゆる「のめりこみ・ギャンブル依存症」の罹患者及
びその家族の家庭環境・経済環境に深刻な影響を
与えていることが懸念される。そこで「風俗営業
等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下
「風適法」という)における射幸性の管理の在り方
について以下の諸点に関して質問する。

一 遊技くぎの傾きの変更に関する風適法の適用
関係について

1 遊技機の製造業者(以下「遊技機製造業者」
という)が、風適法第二十条に規定する検定
を通過した型式に属する遊技機(以下「検定
機」という)に対して故意に遊技くぎの傾きを
変更することにより性能を改変したにも関わ
らず、当該遊技機を検定機と称してぱちんこ
屋への出荷をした場合、当該遊技機製造業者
に対してはどのような罰則が適用されるか。

2 ぱちんこ屋が、風適法第二十条に規定する
認定を受けた遊技機(以下「認定機」という)に
関して、営業上の都合により、遊技くぎの傾
きを変更することで風俗営業等の規制及び業
務の適正化等に関する法律施行規則第九条で
定める「著しく射幸心をそそるおそれのある
遊技機の基準」(以下「射幸性基準」という)に
該当しない範囲において当該認定機の遊技性
能を改変するため、風適法第二十条第十項に
基づく変更承認を申請した場合、当該変更承
認申請は認められるか。

二 日本遊技機工業組合から警察庁に報告された
とされる調査について

1 平成二十七年十一月十七日に余暇環境整備
推進協議会において警察庁が行つた講話によ
れば、前述の遊技機性能調査の結果を受けて
警察庁が日本遊技機工業組合(以下「日工組」)
に対して「パチンコメーカーからパチンコ
ホールに遊技機が出荷される時点で既にぱち
んこ遊技機の性能が検定機と異なるものにな
っている可能性」に関する調査を依頼し、
また、日工組が当該依頼を受けて調査を行い

警察庁にその結果の報告をした、とされているが、これは事実か。

2 1が事実とすれば、日工組から警察庁へ為された報告はいかなる形式によつて行われたものか。また当該報告の内容を記録した行政文書は存在するか。

3 日工組から警察庁へ為された報告の内容を記録した行政文書が存在するならば、それは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて開示請求することが可能な文書であるか。

三 「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」に規定する検定の取り消し処置の処分基準について

1 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(以下「遊技機認定等規則」という)第十一条第一項では「公安委員会は、第九条第一項の検定を受けた型式に属する遊技機の構造、材質若しくは性能が技術上の規格に適合せず、又は均一性を有していないことが判明したときは、その検定を取り消すことができる」と規定している。これは同項に規定する違反行為を行った遊技機製造業者が存在したとしても、各都道府県公安委員会の自由な裁量により「検定を取り消さない」という判断ができることを意味するののか。

2 仮に1の解釈が正しいとすれば、遊技機製造業者が遊技機認定等規則第十一条第一項に規定する違反行為に該当する行為を行いなから検定を取り消さない、という判断が下されうることになるが、それはどのような場合

か。具体的な処分基準に照らして明らかにされたい。

四 再発防止策について

1 今回の一連の遊技くぎの傾きの変更によるばちんこ遊技機の不正改造の実態は、遊技産業健全化推進機構による実射試験を含む大規模な調査によつて判明したものであるが、このような実射を含む大規模な調査を今後繰返し行うことは困難である。従つて簡易に遊技機の性能調査を実施できるようにするため、ばちんこ屋の営業時間中の実際の遊技の結果から射幸性基準に係る遊技性能を機械的に計算し表示・監視する装置を個別の遊技機に取り付けける義務を設ける必要性があると考えるが、政府の見解は如何か。

2 今回の一連の遊技くぎの傾きの変更によるばちんこ遊技機の不正改造の実態については依然として不透明な点が多い。特に遊技機がメーカーからホールへ出荷される段階については「既に検定機と異なる性能となっている可能性」が警察庁及び日工組から指摘されているにもかかわらず、その詳細な実態が明らかにされていない。このような状態では問題の全体像すら把握できず適切な再発防止策を講じることが困難であることから、遊技機認定等規則第十一条第二項第四号に基づく遊技機製造業者に対する報告請求又は第五号に基づく警察職員による詳細な検査が必要と考えるが、政府の見解は如何か。

内閣衆質一九〇第一六六号

平成二十八年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員高井崇志君提出ばちんこ遊技機の射幸性管理に係る規制の在り方とのめりこみ・ギャンブル依存症問題の關係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高井崇志君提出ばちんこ遊技機の射幸性管理に係る規制の在り方とのめりこみ・ギャンブル依存症問題の關係に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「当該遊技機製造業者に対してはどのような罰則が適用されるか」については、個別具体的な事情により判断すべき事柄であり、御指摘の事実關係のみをもつて一概にお答えすることは困難である。

一の2について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という)第二十條第十項において読み替へて準用する法第九條第二項においては、都道府県公安委員会は、法第二十條第十項において準用する法第九條第一項の承認の申請に係る遊技機の増設、交替その他の変更が法第四條第四項の基準に該当せず、かつ、法第三條第二項の規定により都道府県公安委員会が付した条件に適合していると認めるときは、当該承認をしなればならないと規定されている。

二について

一般社団法人遊技産業健全化推進機構における調査結果を踏まえ、警察庁から日本遊技機工業組合に対し調査を依頼したところ、同組合から、遊技機の製造業者が法第二十條第四項の検定を受けた型式に属する遊技機として出荷した遊技機の中に、出荷する時点において既に当該遊技機が属するとされた型式の遊技機と性能の一部が異なる遊技機が含まれていた可能性があることから、そのような遊技機について、今後、回収を進めていくとの文書による報告を受けたものである。当該文書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二条第二項に規定する行政文書である。

三及び四の2について

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第十一条第一項の規定に基づく取消し並びに同条第二項第四号に規定する報告の求め及び同項第五号に規定する検査又は質問をするか否かは、都道府県公安委員会において個別具体的な事案に即して適切に判断されるものである。

四の1について

お尋ねの「実際の遊技の結果から射幸性基準に係る遊技性能を機械的に計算し表示・監視する装置」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

平成二十八年三月三日提出
質問第一六七号

沖縄担当特命全権大使の功績と評価に関する
質問主意書

提出者 仲里 利信

沖縄担当特命全権大使の功績と評価に関する
質問主意書

沖縄担当特命全権大使は、頻発する米軍人・軍属による事件・事故や基地から派生する様々な公害等、いわゆる沖縄に駐留するアメリカ合衆国軍隊に関わる事項等について、沖縄県民の意見及び要望を聴取し、外務省に伝えるとともに、米軍及び米国政府関係者との連絡・調整を行うため、平成九年二月に鳴り物入りで設置された。

設置当初、沖縄県民はその役割と効果に大きな期待を寄せ、過重な基地負担の解消にいささかでも貢献するのではないかとの淡い希望を抱いた。しかし、相次ぐ事件・事故や公害等に対して、沖縄県や沖縄県議会、市町村、市町村議会、諸団体等がその都度抗議や意見書を提出し説明を求めたのにも関わらず、歴代の大使は異口同音に「本省に伝えます」とか「検討します」というありきたりの返事しか行つてこなかった。また検討後の結果についてもこれまで沖縄県民に丁寧な説明・報告は全く行つてこなかった。

このため、沖縄県民は同大使を「単なるメッセンジャーに過ぎず無用の長物である」と考えているところである。

そこでお尋ねする。

一 沖縄県や沖縄県議会等から内閣総理大臣や外務大臣、沖縄担当特命全権大使宛に提出された

意見書や抗議決議等で、外務省沖縄事務所がその対応の窓口となった事案が、これまでに何件あり、そのうち大使が直接対応した件数と、事務所副所長が対応した件数及び職員が対応した件数を年度別に、大使、副所長及び職員の別毎に分けて明らかにされたい。

二 質問一に関連して、大使が対応した事案において、外務省に報告した件数とその内容、米軍や米国政府関係者との連絡・調整を行った件数とその内容、具体的に解決や成果に結びついた件数とその内容をそれぞれ明らかにされたい。

三 沖縄県民は、大使への抗議等において、歴代の大使が県民の思いや訴えを全く付度せず、まるで「豆腐に鎚」のような対応に終始してきたことから、大使を称して「肩書のついたメッセンジャー」と評価しているが、政府は歴代の大使の功績や成果としてどのようなものがあると考え、また評価しているか。

四 政府は、大使の人選に当たって、どのような点に配慮しているのか。

五 外務省沖縄事務所における大使、副所長及び職員別の人件費と事務所経費を、設置後から今日まですべて年度別にそれぞれ明らかにされたい。

六 政府は、大使の費用対効果をどのように考えているか。

七 歴代の大使の業績や活動において、特筆すべき成果や役割、解決に至った事案等があれば具体的に列挙されたい。

八 沖縄担当特命全権大使と諸外国や国連等に派遣されている特命全権大使の業務や役割に違いがあるか。

九 大使のこれまでの功績や評価を鑑みると、引き続き設置する必要性に乏しいと思われるが、政府は大使の廃止を含めて見直しを行う考えはないか。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一六七号
平成二十八年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出沖縄担当特命全権大使の功績と評価に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出沖縄担当特命全権大使の功績と評価に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「沖縄県や沖縄県議会等」及び「意見書や抗議決議等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十八年三月七日時点で外務省の把握する限りにおいて、①沖縄県、沖縄県議会、沖縄県内に所在する市町村、当該市町村の議会等から外務省沖縄事務所へ寄せられた文書等による要請等の件数並びにそのうち②沖縄担当の特命全権大使（以下「沖縄担当大使」という。）が対応した件数、③外務省沖縄事務所副所長が対応した件数及び④その他の外務省沖縄事務所職員が対応した件数をお示しすると、次のとおりであり、これらについては、全て外務省本省に報告がなされている。

平成二十五年 ①百六十一件 ②二十五件
③五十五件 ④八十一件
平成二十六年 ①九十七件 ②十一件 ③十七件 ④四十九件

平成二十七年 ①百五十二件 ②三十一件
③二十四件 ④九十七件

平成二十八年 ①十一件 ②四件 ③一件
④六件

また、日米間では常日頃から緊密に意思疎通を行つておられるところであり、これら要請等も踏まえて様々なやりとりを行つておられるが、お尋ねの「米軍や米国政府関係者との連絡・調整を行った件数とその内容、具体的に解決や成果に結びついた件数とその内容」の一々について明らかにすることは、相手との関係もあり差し控えた。

三、六、七及び九について

お尋ねの「歴代の大使の功績や成果」、「大使の費用対効果」及び「歴代の大使の業績や活動において、特筆すべき成果や役割、解決に至った事案等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、外務省としては、歴代の沖縄担当大使は、その経験及び知見等をいかし、沖縄担当大使としての業務を適切に遂行してきておられると考えており、沖縄県からの要望等を踏まえて任命されている沖縄担当大使の任命を取りやめることは考えていない。

また、沖縄担当大使に対する要請等に関する成果としては、例えば、嘉手納飛行場に暫定的に展開していた米軍のF-二二戦闘機が、航空機騒音規制措置によりその飛行が制限されている午後十時から翌日午前六時までの時間帯に離

平成二十八年三月十五日 衆議院會議録第十六号

議長の報告 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律 案及び同報告書 二二

陸していた問題について、沖縄県等から沖縄担当大使に寄せられていた要請等に基づき、日米両政府間で調整を行った結果、平成二十一年四月及び十月においては、午前六時以降に離陸したものと承知している。

四について

お尋ねについては、適材適所の観点に立つて公正かつ厳格に判断し決定している。

五について

個々の職員に関する人件費については、個人に関する情報であることから、お答えすることを出し控えたいが、沖縄担当大使の給与については、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定及び外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第十二条第五項の規定に基づいて、その他の一般職の職員の給与については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定に基づいて支給している。また、お尋ねの「事務所経費」の意味するところが必ずしも明らかではないが、外務省において把握している平成二十二年以降の年度別の外務省沖縄事務所運営経費の決算額をお示しすると、平成二十二年度は約三千九百万円、平成二十三年度は約四千百万円、平成二十四年度は約三千八百万円、平成二十五年年度は約四千二百百万円、平成二十六年年度は約四千二百百万円となっている。

八について
沖縄担当大使は、在外公館の長たる特命全權大使と異なり、待命中の特命全權大使を沖縄担当に任命し、沖縄に駐留する米軍に関わる事項

等についての沖縄県民の意見及び要望を聴取し、これを外務省本省に伝えるとともに、必要に応じ、米軍等との連絡・調整を行うこと等の外務省本省の事務に従事させている。

平成二十八年三月三日提出
質問 第一六八号

内閣総理大臣補佐官の海外出張に関する質問
主意書

提出者 初鹿 明博

内閣総理大臣補佐官の海外出張に関する質問
問主意書

現在、内閣総理大臣補佐官を務めている河井克行補佐官は、今年に入ってからだけでも既に四回海外出張をしています。内閣法第二十二條第二項の規定によると、内閣総理大臣補佐官の職務は、「内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち特定のものに係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐する。」となっており、外国との協議や交渉などは内閣総理大臣補佐官の職務には該当しないと考えます。

以下、質問します。

一 海外出張が内閣総理大臣補佐官の職務に該当するのであれば、その法的根拠を示してください。

二 海外出張は、本来であれば外交を所掌している外務省や、安全保障を所掌する防衛省の政務三役などが行うべき職務であると考えますが、政府の見解を伺います。

三 内閣総理大臣補佐官は、国会に政府参考人と

して呼ぶことが出来ない立場であるが、そのような者が内閣総理大臣の命を受けて海外に出張することは国会軽視だと考えるが、政府の見解を伺います。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

内閣衆質一九〇第一六八号
平成二十八年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出内閣総理大臣補佐官の海外出張に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出内閣総理大臣補佐官の海外出張に関する質問に対する答弁書

一及び二について

内閣総理大臣補佐官は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第二十二條第二項の規定に基づく職務の一環として海外出張を行うことができ、また、同項の規定に基づく職務を遂行する上で必要な場合には、海外出張を行うべきであると考えている。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、内閣総理大臣補佐官の海外出張は適切に行われており、「国会軽視だ」との御指摘は当たらないものと考えている。

平成二十八年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第五項中「一万二千元」を「二万七千元」に改める。

別表第一のうち一 大使館の表大洋州の項中「在ナウル日本国大使館」を「ナウル」ナウル

「を」在ナウル日本国大使館
「を」在ニウエ日本国大使館

ナウル ナウル
ニウエ アロフイ

別表第一のうち二 総領事館の表アジアの項中「在チェンナイ日本国総領事館」を「インド」チェンナイ

「を」在チェンナイ日本国総領事館
「を」在ベンガルール日本国総領事館

インド チェンナイ
インド ベンガルール

別表第二を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号 別											
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
アジア	インドネシア	円 740,000	円 670,000	円 634,100	円 612,800	円 580,700	円 527,300	円 473,900	円 420,500	円 377,700	円 356,400	円 335,000	円 313,700
	インドネシア	640,000	540,000	508,100	488,700	459,500	411,000	362,500	313,900	275,100	255,700	236,300	216,900
	カンボジア	640,000	620,000	578,600	557,500	525,800	472,900	420,000	367,200	324,900	303,700	282,600	261,500
	シンガポール	820,000	740,000	688,100	660,600	619,300	550,500	481,700	412,900	357,800	330,300	302,800	275,300
	スリランカ	610,000	590,000	558,400	538,300	508,200	458,000	407,800	357,700	317,500	297,400	277,400	257,300
	タイ	720,000	610,000	568,900	546,100	512,000	455,100	398,200	341,300	295,800	273,100	250,300	227,600
	大韓民国	920,000	780,000	722,400	693,500	650,100	577,900	505,700	433,400	375,600	346,700	317,800	289,000
	中華人民共和国	1,110,000	880,000	823,600	791,500	743,300	662,900	582,500	502,200	437,900	405,700	373,600	341,500
	ネパール	730,000	710,000	674,700	653,900	622,600	570,600	518,600	466,500	424,900	404,100	383,300	362,500
	バキスタン	830,000	770,000	730,500	710,000	679,300	628,000	576,800	525,500	484,500	464,000	443,500	423,000
	バンラダデシユ	770,000	750,000	712,400	689,900	656,100	599,900	543,700	487,400	442,400	419,900	397,400	375,000
	東タイモール	870,000	840,000	798,900	774,500	738,000	677,100	616,200	555,300	506,600	482,300	457,900	433,600
	フィリピン	700,000	590,000	555,900	534,400	502,300	448,700	395,100	341,500	298,700	277,200	255,800	234,400
	ジャータン	680,000	660,000	622,900	601,600	569,600	516,300	463,000	409,700	367,100	345,800	324,500	303,200
	ブルネイ	710,000	690,000	641,600	616,000	577,500	513,300	449,100	385,000	333,600	308,000	282,300	256,700
	マレーシア	620,000	560,000	521,600	501,600	471,500	421,300	371,100	321,000	280,800	260,800	240,700	220,700
	ミャンマー	660,000	590,000	552,900	530,800	497,600	442,300	387,000	331,700	287,500	265,400	243,300	221,200
	モルディブ	660,000	640,000	605,000	584,400	553,500	502,000	450,500	399,000	357,800	337,200	316,600	296,000
	モンゴル	680,000	660,000	620,900	600,000	568,800	516,700	464,600	412,600	370,900	350,100	329,200	308,400
ラオス	760,000	740,000	692,000	667,900	631,800	571,600	511,400	451,200	403,000	379,000	354,900	330,800	
大洋州	オーストラリア	800,000	720,000	667,100	640,400	600,400	533,700	467,000	400,300	346,900	320,200	293,500	266,900
	キリバス	760,000	740,000	696,900	675,000	642,200	587,500	532,800	478,100	434,400	412,500	390,600	368,800
	クック	820,000	790,000	742,600	714,900	673,400	604,100	534,800	465,600	410,200	382,500	354,800	327,100
	サモア	730,000	710,000	661,600	637,200	600,500	539,300	478,100	417,000	368,000	343,600	319,100	294,700
	ソロモン	940,000	910,000	864,000	837,000	796,600	729,200	661,800	594,400	540,500	513,500	486,600	459,600
	ツバル	760,000	740,000	696,900	675,000	642,200	587,500	532,800	478,100	434,400	412,500	390,600	368,800
	トンガ	750,000	720,000	676,500	651,400	613,900	551,200	488,600	425,900	375,800	350,700	325,700	300,600
	ナウル	650,000	630,000	593,800	572,000	539,400	485,000	430,600	376,300	332,800	311,000	289,300	267,500
	ニウエ	820,000	790,000	742,600	714,900	673,400	604,100	534,800	465,600	410,200	382,500	354,800	327,100
	ニュージーランド	770,000	740,000	692,600	664,900	623,400	554,100	484,800	415,600	360,200	332,500	304,800	277,100
	バヌアツ	650,000	630,000	593,800	572,000	539,400	485,000	430,600	376,300	332,800	311,000	289,300	267,500

(外) (号) 号

	パプアニューギニア	1,030,000	1,000,000	945,400	915,200	869,800	794,300	718,800	643,200	582,800	552,600	522,400	492,200
	パラオ	710,000	690,000	644,900	619,900	582,400	519,900	457,400	394,900	344,900	319,900	294,900	270,000
	フィジー	650,000	630,000	593,800	572,000	539,400	485,000	430,600	376,300	332,800	311,000	289,300	267,500
	マーシャル	720,000	690,000	649,400	625,400	589,400	529,500	469,600	409,600	361,700	337,700	313,700	289,800
	ミクロネシア	700,000	680,000	636,900	613,400	578,200	519,500	460,800	402,100	355,200	331,700	308,200	284,800
北米	アメリカ合衆国	940,000	710,000	657,600	631,300	591,900	526,100	460,300	394,600	342,000	315,700	289,400	263,100
	カナダ	780,000	700,000	653,600	627,500	588,300	522,900	457,500	392,200	339,900	313,700	287,600	261,500
中南米	アルゼンチン	540,000	520,000	483,000	463,700	434,700	386,400	338,100	289,800	251,200	231,800	212,500	183,200
	アンチイグア・バーグーダ	660,000	630,000	592,300	569,400	535,000	477,800	420,600	363,400	317,600	294,700	271,800	248,900
	ウルグアイ	760,000	740,000	685,300	657,800	616,700	548,200	479,700	411,200	356,300	328,900	301,500	274,100
	エクアドル	740,000	720,000	673,300	648,300	610,900	548,600	486,300	424,000	374,100	349,200	324,200	299,300
	エルサルバドル	670,000	650,000	611,100	588,700	555,000	498,900	442,800	386,700	341,800	319,300	296,900	274,500
	ガイアナ	1,000,000	960,000	900,800	866,700	815,700	730,600	645,500	560,500	492,400	458,400	424,300	390,300
	キューバ	820,000	790,000	751,600	727,600	691,500	631,300	571,100	511,000	462,800	438,800	414,700	390,700
	グアテマラ	820,000	790,000	746,000	719,800	680,400	614,800	549,200	483,600	431,100	404,900	378,600	352,400
	グレナダ	690,000	670,000	630,100	606,900	572,100	514,100	456,100	398,100	351,700	328,500	305,300	282,100
	コスタリカ	710,000	680,000	640,100	615,300	578,100	516,100	454,100	392,100	342,500	317,700	292,900	268,100
	コロンビア	750,000	730,000	688,000	664,100	628,200	568,400	508,600	448,800	401,000	377,000	353,100	329,200
	ジャマイカ	690,000	660,000	622,600	599,700	565,400	508,100	450,800	393,600	347,800	324,900	302,000	279,100
	スリナム	980,000	950,000	885,900	852,400	802,300	718,700	635,100	551,500	484,700	451,200	417,800	384,400
	セントクリストファー・ネーグイス	660,000	630,000	592,300	569,400	535,000	477,800	420,600	363,400	317,600	294,700	271,800	248,900
	セントビンセント	690,000	670,000	630,100	606,900	572,100	514,100	456,100	398,100	351,700	328,500	305,300	282,100
	セントルシア	690,000	670,000	630,100	606,900	572,100	514,100	456,100	398,100	351,700	328,500	305,300	282,100
	チリ	760,000	730,000	679,000	651,800	611,100	543,200	475,300	407,400	353,100	325,900	298,800	271,600
	ドミニカ	690,000	670,000	630,100	606,900	572,100	514,100	456,100	398,100	351,700	328,500	305,300	282,100
	ドミニカ共和国	750,000	730,000	687,000	663,100	627,300	567,600	507,900	448,200	400,400	376,600	352,700	328,800
	トリニダード・トバゴ	690,000	670,000	630,100	606,900	572,100	514,100	456,100	398,100	351,700	328,500	305,300	282,100
	ニカラグア	740,000	720,000	685,600	664,400	632,500	579,500	526,500	473,400	431,000	409,800	388,600	367,400
	ハイチ	980,000	950,000	903,000	876,100	835,700	768,400	701,100	633,800	580,000	553,000	526,100	499,200
	パナマ	650,000	630,000	589,900	567,100	532,900	475,900	418,900	361,900	316,300	293,500	270,700	248,000
	パハマ	690,000	660,000	622,600	599,700	565,400	508,100	450,800	393,600	347,800	324,900	302,000	279,100
	パラグアイ	710,000	680,000	642,400	618,700	583,100	523,900	464,700	405,400	358,000	334,300	310,600	287,000
	パルバドス	690,000	670,000	630,100	606,900	572,100	514,100	456,100	398,100	351,700	328,500	305,300	282,100
	ブラジル	800,000	780,000	724,400	696,200	653,900	583,500	513,100	442,600	386,300	358,100	329,900	301,800
	ペネズエラ	1,060,000	1,020,000	957,400	922,700	870,600	783,900	697,200	610,400	541,000	506,300	471,600	437,000
	ベリーズ	770,000	750,000	699,000	673,000	634,100	569,200	504,300	439,400	387,500	361,500	335,600	309,600

ベルー	760,000	730,000	685,900	660,400	622,300	558,700	495,100	431,500	380,700	355,200	329,800	304,400
ボリビア	830,000	800,000	763,300	740,300	705,900	648,600	591,300	534,000	488,100	465,200	442,200	419,300
ホンジュラス	710,000	690,000	646,000	623,800	590,400	534,800	479,200	423,600	379,100	356,900	334,600	312,400
メキシコ	740,000	720,000	669,000	643,000	604,100	539,200	474,300	409,400	357,500	331,500	305,600	279,600
欧州												
アイスランド	730,000	700,000	655,500	629,300	590,000	524,400	458,900	393,300	340,900	314,600	288,400	262,200
アイルランド	750,000	720,000	672,800	645,800	605,500	538,200	470,900	403,700	349,800	322,900	296,000	269,100
アゼルバイジャン	660,000	630,000	594,000	571,000	536,600	479,200	421,800	364,400	318,500	295,500	272,600	249,600
アルバニア	710,000	690,000	646,800	624,500	591,100	535,400	479,700	424,100	379,500	357,200	335,000	312,700
アルメニア	650,000	620,000	586,900	565,600	533,600	480,300	427,000	373,700	331,100	309,800	288,500	267,200
アンドラ	740,000	720,000	668,800	642,000	601,900	535,000	468,100	401,300	347,800	321,000	294,300	267,500
イタリヤ	830,000	740,000	691,800	664,100	622,600	553,400	484,200	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700
ウクライナ	620,000	600,000	564,400	543,800	512,900	461,500	410,100	358,600	317,500	296,900	276,300	255,800
ウズベキスタン	710,000	680,000	640,800	617,100	581,700	522,600	463,500	404,500	357,200	333,600	309,900	286,300
英国	1,020,000	860,000	798,400	766,400	718,500	638,700	558,900	479,000	415,200	383,200	351,300	319,400
エストニア	580,000	560,000	523,400	502,400	471,000	418,700	366,400	314,000	272,200	251,200	230,300	209,400
オーストリア	920,000	820,000	767,100	736,400	690,400	613,700	537,000	460,300	398,900	368,200	337,500	306,900
オランダ	760,000	740,000	686,800	659,300	618,100	549,400	480,700	412,100	357,100	329,600	302,200	274,700
カザフスタン	750,000	730,000	684,800	661,000	625,300	556,800	506,300	446,900	399,300	375,500	351,700	327,900
キプロス	660,000	640,000	597,000	573,100	537,300	477,600	417,900	358,200	310,400	286,600	262,700	238,800
ギリシャ	660,000	620,000	586,300	566,800	537,700	489,100	440,500	391,900	353,100	333,600	314,200	294,800
キルギス	640,000	600,000	561,500	539,000	505,400	449,200	393,100	336,900	292,000	269,500	247,100	224,600
クロアチア	620,000	600,000	560,800	538,400	511,100	495,400	439,700	384,100	339,500	317,200	295,000	272,700
コソボ	670,000	650,000	606,800	584,500	551,100	495,400	439,700	384,100	339,500	317,200	295,000	272,700
サンマリノ	770,000	740,000	691,800	664,100	622,600	553,400	484,200	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700
ジョージア	630,000	610,000	570,500	550,000	519,400	468,300	417,200	366,200	325,300	304,900	284,400	264,000
スイス	1,010,000	980,000	909,300	872,900	818,300	727,400	636,500	545,600	472,800	436,400	400,100	363,700
スウェーデン	850,000	820,000	759,900	729,500	683,900	607,900	531,900	455,900	395,100	364,700	334,300	304,000
スペイン	750,000	720,000	672,300	645,400	605,000	537,800	470,600	403,400	349,600	322,700	295,800	268,900
スロバキア	660,000	640,000	595,800	571,900	536,200	476,600	417,000	357,500	309,800	286,000	262,100	238,300
スロベニア	660,000	630,000	590,100	566,500	531,100	472,100	413,100	354,100	306,900	283,300	259,700	236,100
セルビア	640,000	620,000	576,800	554,500	521,100	465,400	409,700	354,100	309,500	287,200	265,000	242,700
タジキスタン	790,000	770,000	732,500	710,900	678,600	624,700	570,800	516,900	473,800	452,300	430,700	409,200
チェコ	650,000	630,000	585,400	562,000	526,800	468,300	409,800	351,200	304,400	281,000	257,600	234,200
デンマーク	830,000	800,000	742,300	712,600	668,000	593,800	519,600	445,400	386,000	356,300	326,600	296,900
ドイツ	850,000	720,000	666,800	640,100	600,100	533,400	466,700	400,100	346,700	320,000	293,400	266,700
トルクメニスタン	770,000	750,000	712,500	690,800	658,300	604,000	549,800	495,500	452,100	430,400	408,700	387,000
ノルウェー	880,000	850,000	789,100	757,600	710,200	631,300	552,400	473,500	410,300	378,800	347,200	315,700

バチカン	770,000	740,000	691,800	664,100	622,600	553,400	484,200	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700	
ハンガリー	630,000	610,000	570,100	547,300	513,100	456,100	399,100	342,100	296,500	273,700	250,900	228,100	
フランス	820,000	790,000	732,900	703,600	659,600	586,300	513,000	439,700	381,100	351,800	322,500	293,200	
アルジェリア	850,000	720,000	668,800	642,000	601,900	535,000	468,100	401,300	347,800	321,000	294,300	267,500	
ベラルーシ	600,000	580,000	539,500	517,900	485,600	431,600	377,700	323,700	280,500	259,000	237,400	215,800	
ベルギー	670,000	650,000	616,500	595,700	564,600	512,700	460,800	408,900	367,400	346,700	325,900	305,200	
ポーランド	770,000	740,000	689,900	662,300	620,900	551,900	482,900	413,900	358,700	331,100	303,500	276,000	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	620,000	600,000	556,000	533,800	500,400	444,800	389,200	333,600	289,100	266,900	244,600	222,400	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	610,000	590,000	555,800	534,500	502,500	449,200	395,900	342,600	299,900	278,600	257,300	236,000	
ポルトガル	700,000	670,000	627,600	602,500	564,900	502,100	439,300	376,600	326,400	301,300	276,200	251,100	
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	640,000	620,000	576,800	554,500	521,100	465,400	409,700	354,100	309,500	287,200	265,000	242,700	
マルタ	770,000	740,000	691,800	664,100	622,600	553,400	484,200	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700	
モナコ	740,000	720,000	668,800	642,000	601,900	535,000	468,100	401,300	347,800	321,000	294,300	267,500	
モルドバ	660,000	640,000	602,600	580,500	547,400	492,100	436,800	381,600	337,400	315,300	293,200	271,100	
モンテネグロ	670,000	650,000	606,800	584,500	551,100	495,400	439,700	384,100	339,500	317,200	295,000	272,700	
ラトビア	670,000	640,000	600,000	576,000	540,000	480,000	420,000	360,000	312,000	288,000	264,000	240,000	
リトアニア	600,000	580,000	542,100	520,400	487,900	433,700	379,500	325,300	281,900	260,200	238,500	216,900	
リヒテンシュタイン	1,010,000	980,000	909,300	872,900	818,300	727,400	636,500	545,600	472,800	436,400	400,100	363,700	
ルーマニア	630,000	610,000	570,800	547,900	513,700	456,600	399,500	342,500	296,800	274,000	251,100	228,300	
ルクセンブルク	740,000	710,000	664,600	638,000	598,200	531,700	465,200	398,800	345,600	319,000	292,400	265,900	
ロシア	840,000	670,000	629,100	604,800	568,200	507,300	446,400	385,500	336,700	312,400	288,000	263,700	
中東	アフガニスタン	900,000	870,000	832,900	809,600	774,600	716,300	658,000	599,700	553,100	529,800	506,500	483,200
	アラブ首長国連邦	700,000	670,000	629,300	604,100	566,300	503,400	440,500	377,600	327,200	302,000	276,900	251,700
	イエメン	870,000	850,000	808,300	785,100	750,400	692,600	634,800	577,000	530,700	507,600	484,400	461,300
	イスラエル	920,000	830,000	771,800	741,700	696,600	621,400	546,200	471,100	410,900	380,800	350,800	320,700
	イラク	1,070,000	1,040,000	989,900	960,300	915,900	841,900	767,900	693,900	634,700	605,100	575,500	546,000
	イラン	780,000	760,000	720,400	698,400	665,300	610,300	555,300	500,200	456,200	434,200	412,200	390,200
	オマーン	690,000	670,000	623,100	599,000	562,800	502,500	442,200	381,900	333,600	309,500	285,400	261,300
	カタール	660,000	640,000	596,000	573,000	538,400	480,800	423,200	365,600	319,500	296,500	273,400	250,400
	クウェート	770,000	740,000	695,600	669,800	631,100	566,500	501,900	437,400	385,700	359,900	334,100	308,300
	サウジアラビア	820,000	800,000	753,000	728,900	692,700	632,400	572,100	511,800	463,600	439,400	415,300	391,200
	シリア	610,000	590,000	555,500	536,900	509,000	462,400	415,900	369,300	332,100	313,400	294,800	276,200
	トルコ	680,000	660,000	615,500	591,700	556,000	496,400	436,900	377,300	329,700	305,800	282,000	258,200
	バーレーン	720,000	700,000	650,000	624,800	587,000	524,000	461,000	398,000	347,600	322,400	297,200	272,000
	ヨルダン	680,000	650,000	613,900	591,300	557,500	501,100	444,700	388,300	343,200	320,700	298,100	275,600
	レバノン	790,000	770,000	716,800	690,100	650,100	583,400	516,700	450,100	396,700	370,000	343,400	316,700

アメリカ	アルジェリア	740,000	710,000	673,000	649,700	614,700	556,400	498,100	439,800	393,200	369,800	346,500	323,200
アンゴラ	アンゴラ	1,080,000	1,050,000	990,100	959,700	914,100	838,100	762,100	686,100	625,300	594,900	564,500	534,100
ウガンダ	ウガンダ	800,000	780,000	740,800	719,000	686,200	631,500	576,800	522,200	478,400	456,600	434,700	412,900
エジプト	エジプト	710,000	650,000	607,100	584,800	551,400	495,700	440,000	384,300	339,700	317,400	295,100	272,900
エチオピア	エチオピア	800,000	780,000	740,300	718,400	685,500	630,700	575,900	521,100	477,300	455,400	433,500	411,600
エリトリア	エリトリア	760,000	730,000	695,300	673,600	641,000	586,700	532,400	478,100	434,700	413,000	391,300	369,600
ガーナ	ガーナ	810,000	780,000	744,100	722,000	688,700	633,300	577,900	522,500	478,100	456,000	433,800	411,700
カーボヴェルデ	カーボヴェルデ	890,000	860,000	814,500	787,900	748,100	681,600	615,200	548,700	495,500	469,000	442,400	415,800
カメルーン	カメルーン	970,000	940,000	886,500	857,000	812,900	739,200	665,600	591,900	533,000	503,500	474,100	444,600
ガンビア	ガンビア	910,000	890,000	839,000	813,000	774,100	709,200	644,300	579,400	527,500	501,500	475,600	449,600
ギニア	ギニア	890,000	860,000	814,500	787,900	748,100	681,600	615,200	548,700	495,500	469,000	442,400	415,800
ギニアビサウ	ギニアビサウ	1,030,000	1,000,000	947,400	918,700	875,600	803,900	732,200	660,400	603,000	574,300	545,600	517,000
ケニア	ケニア	890,000	860,000	814,500	787,900	748,100	681,600	615,200	548,700	495,500	469,000	442,400	415,800
コートジボワール	コートジボワール	740,000	720,000	679,500	656,300	621,600	563,600	505,700	447,700	401,300	378,200	355,000	331,800
コモロ	コモロ	980,000	950,000	896,500	868,200	825,900	755,200	684,600	613,900	557,400	529,100	500,900	472,600
コンゴ共和国	コンゴ共和国	660,000	640,000	603,700	581,600	548,400	493,200	438,000	382,800	338,600	316,500	294,400	272,300
コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国	970,000	940,000	886,500	857,000	812,900	739,200	665,600	591,900	533,000	503,500	474,100	444,600
サントメ・プリンシペ	サントメ・プリンシペ	1,110,000	1,080,000	1,019,000	987,400	940,100	861,200	782,300	703,400	640,300	608,700	577,200	545,600
ザンビア	ザンビア	970,000	940,000	886,500	857,000	812,900	739,200	665,600	591,900	533,000	503,500	474,100	444,600
シエラレオネ	シエラレオネ	760,000	740,000	699,000	677,200	644,600	590,200	535,800	481,500	438,000	416,200	394,500	372,700
ジブチ	ジブチ	760,000	740,000	699,000	677,200	644,600	590,200	535,800	481,500	438,000	416,200	394,500	372,700
ジンバブエ	ジンバブエ	1,010,000	980,000	925,600	896,200	852,100	778,500	704,900	631,400	572,500	543,100	513,700	484,300
スーダン	スーダン	890,000	860,000	817,800	793,400	757,000	696,200	635,400	574,700	526,000	501,700	477,400	453,100
スワジランド	スワジランド	950,000	920,000	876,000	849,400	809,400	742,800	676,200	609,600	556,300	529,700	503,000	476,400
セーシェル	セーシェル	650,000	630,000	593,600	572,000	539,600	485,500	431,500	377,400	334,200	312,500	290,900	269,300
赤道ギニア	赤道ギニア	700,000	670,000	631,500	608,200	573,400	515,200	457,100	398,900	352,400	329,100	305,900	282,600
セネガル	セネガル	970,000	940,000	886,500	857,000	812,900	739,200	665,600	591,900	533,000	503,500	474,100	444,600
ソマリア	ソマリア	890,000	860,000	814,500	787,900	748,100	681,600	615,200	548,700	495,500	469,000	442,400	415,800
タンザニア	タンザニア	830,000	800,000	757,800	733,400	697,000	636,200	575,400	514,700	466,000	441,700	417,400	393,100
チャド	チャド	780,000	760,000	720,100	697,300	663,100	606,100	549,100	492,100	446,500	423,700	400,900	378,100
中央アフリカ	中央アフリカ	870,000	850,000	799,000	773,000	734,100	669,200	604,300	539,400	487,500	461,500	435,600	409,600
チュニジア	チュニジア	910,000	890,000	839,000	813,000	774,100	709,200	644,300	579,400	527,500	501,500	475,600	449,600
トーゴ	トーゴ	590,000	570,000	534,600	515,900	487,900	441,100	394,300	347,600	310,200	291,500	272,800	254,100
タイジェリア	タイジェリア	940,000	910,000	856,500	828,200	785,900	715,200	644,600	573,900	517,400	489,100	460,900	432,600
		1,020,000	1,000,000	943,900	915,300	872,500	801,100	729,700	658,300	601,200	572,700	544,100	515,600

ナミビア	660,000	640,000	600,900	580,400	549,800	498,700	447,600	396,500	355,700	335,200	314,800	294,400
ニジェール	940,000	910,000	856,500	828,200	785,900	715,200	644,600	573,900	517,400	489,100	460,900	432,600
アルギナフアン	870,000	840,000	797,300	773,000	736,500	675,800	615,100	554,400	505,800	481,500	457,200	432,900
アルンジ	830,000	800,000	757,800	733,400	697,000	636,200	575,400	514,700	466,000	441,700	417,400	393,100
ベナン	880,000	860,000	812,300	787,400	750,000	687,800	625,600	563,400	513,600	488,700	463,800	438,900
ボツワナ	770,000	740,000	705,400	683,200	650,100	594,800	539,500	484,300	440,000	417,900	395,800	373,700
マダガスカル	770,000	750,000	710,300	687,900	654,400	598,500	542,600	486,700	442,000	419,700	397,300	375,000
マラウイ	790,000	770,000	730,500	708,900	676,500	622,400	568,400	514,300	471,100	449,400	427,800	406,200
マリ	910,000	890,000	840,300	815,000	777,200	714,200	651,200	588,200	537,700	512,500	487,300	462,100
南アフリカ共和国	700,000	630,000	593,600	572,000	539,600	485,500	431,500	377,400	334,200	312,500	290,900	269,300
南スーダン	1,010,000	980,000	931,100	903,100	861,000	790,900	720,800	650,700	594,600	566,500	538,500	510,500
モーリシャス	660,000	640,000	603,700	581,600	548,400	493,200	438,000	382,800	338,600	316,500	294,400	272,300
モーリタニア	860,000	840,000	797,100	773,600	738,400	679,700	621,000	562,300	515,300	491,800	468,300	444,900
モザンビーク	840,000	810,000	772,800	749,400	714,500	656,200	597,900	539,700	493,000	469,700	446,400	423,100
モロッコ	650,000	630,000	588,500	565,800	531,700	474,800	418,000	361,100	315,600	292,900	270,100	247,400
リビア	780,000	750,000	714,300	691,700	657,800	601,400	545,000	488,600	443,400	420,800	398,300	375,700
リベリア	810,000	780,000	744,100	722,000	688,700	633,300	577,900	522,500	478,100	456,000	433,800	411,700
ルワンダ	860,000	830,000	789,400	765,400	729,400	669,500	609,600	549,600	501,700	477,700	453,700	429,800
レソト	650,000	630,000	593,600	572,000	539,600	485,500	431,500	377,400	334,200	312,500	290,900	269,300

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別																		
		総 領 事	1	号	2	号	3	号	4	号	5	号	6	号	7	号	8	号	9	号
アジア	コルカタ	円 630,000		円 612,800		円 580,700		円 527,300		円 473,900		円 420,500		円 377,700		円 356,400		円 335,000		円 313,700
	チェンナイ	640,000		627,900		594,900		539,900		484,900		429,900		385,900		363,900		341,900		320,000
	ベンガルール	630,000		612,800		580,700		527,300		473,900		420,500		377,700		356,400		335,000		313,700
	ムンバイ	690,000		645,600		611,500		554,700		497,900		441,000		395,600		372,800		350,100		327,400
	スラバヤ	560,000		522,300		492,900		444,000		395,100		346,200		307,000		287,500		267,900		248,400
	デンプサル	500,000		488,700		459,500		411,000		362,500		313,900		275,100		255,700		236,300		216,900
	メダン	540,000		522,300		492,900		444,000		395,100		346,200		307,000		287,500		267,900		248,400
	チェンマイ	530,000		516,200		484,000		430,200		376,400		322,700		279,600		258,100		236,600		215,100
	済州	750,000		693,500		650,100		577,900		505,700		433,400		375,600		346,700		317,800		289,000
	釜山	680,000		635,600		595,900		529,700		463,500		397,300		344,300		317,800		291,300		264,900
	広州	780,000		722,200		677,000		601,800		526,600		451,400		391,200		361,100		331,000		300,900
	上海	840,000		782,300		733,400		651,900		570,400		488,900		423,700		391,100		358,500		326,000
	重慶	560,000		527,000		495,300		442,500		389,700		336,900		294,600		273,500		252,400		231,300

大津州	瀋陽	640,000	597,600	561,500	501,300	441,100	381,000	332,800	308,800	284,700	260,700
	青島	680,000	661,200	619,900	551,000	482,100	413,300	358,200	330,600	303,100	275,500
	香港	810,000	751,400	704,500	626,200	547,900	469,700	407,000	375,700	344,400	313,100
	カラチ	740,000	704,000	673,800	623,400	573,000	522,600	482,300	462,100	442,000	421,800
大津州	ホーチミン	530,000	494,600	464,900	415,500	366,100	316,600	277,100	257,300	237,500	217,800
	ベナン	530,000	510,400	478,500	425,300	372,100	319,000	276,400	255,200	233,900	212,700
	シドニー	700,000	653,200	612,300	544,300	476,300	408,200	353,800	326,600	299,400	272,200
	パース	670,000	646,100	605,700	538,400	471,100	403,800	350,000	323,000	296,100	269,200
北米	フリスベン	690,000	639,700	599,700	533,100	466,500	399,800	346,500	319,900	293,200	266,600
	メルボルン	690,000	644,000	603,800	536,700	469,600	402,500	348,900	322,000	295,200	268,400
	オークランド	680,000	661,700	620,300	551,400	482,500	413,600	358,400	330,800	303,300	275,700
	アトランタ	620,000	580,600	544,300	483,800	423,300	362,900	314,500	290,300	266,100	241,900
中南米	サンフランシスコ	700,000	653,400	612,600	544,500	476,400	408,400	353,900	326,700	299,500	272,300
	シアトル	630,000	589,100	552,300	490,900	429,500	368,200	319,100	294,500	270,000	245,500
	シカゴ	670,000	621,400	582,500	517,800	453,100	388,400	336,600	310,700	284,800	258,900
	デトロイト	610,000	570,600	534,900	475,500	416,100	356,600	309,100	285,300	261,500	237,800
欧州	デンバー	590,000	574,300	538,400	478,600	418,800	359,000	311,100	287,200	263,200	239,300
	ナッシュビル	680,000	631,300	591,900	526,100	460,300	394,600	342,000	315,700	289,400	263,100
	ニューヨーク	800,000	686,400	643,500	572,000	500,500	429,000	371,800	343,200	314,600	286,000
	ハガツニヤ	590,000	568,800	533,300	474,000	414,800	355,500	308,100	284,400	260,700	237,000
欧州	ヒューストン	640,000	595,100	557,900	495,900	433,900	371,900	322,300	297,500	272,700	248,000
	ボストン	670,000	624,500	585,500	520,400	455,400	390,300	338,300	312,200	286,200	260,200
	ホノルル	620,000	581,200	544,800	484,300	423,800	363,200	314,800	290,600	266,400	242,200
	マイアミ	640,000	592,600	555,500	493,800	432,100	370,400	321,000	296,300	271,600	246,900
欧州	ロサンゼルス	700,000	655,100	614,100	545,900	477,700	409,400	354,800	327,500	300,200	273,000
	カルガリー	630,000	611,300	573,100	509,400	445,700	382,100	331,100	305,600	280,200	254,700
	トロント	700,000	655,200	614,300	546,000	477,800	409,500	354,900	327,600	300,300	273,000
	バンクーバー	710,000	655,900	614,900	546,600	478,300	410,000	355,300	328,000	300,600	273,300
中南米	モンテリオール	650,000	625,800	586,700	521,500	456,300	391,100	339,000	312,900	286,800	260,800
	クリチバ	700,000	681,600	640,200	571,300	502,400	433,500	378,300	350,800	323,200	295,700
	サンパウロ	780,000	728,500	684,200	610,400	536,600	462,800	403,800	374,200	344,700	315,200
	マナウス	750,000	732,400	692,200	625,300	558,400	491,500	437,900	411,200	384,400	357,700
欧州	リオデジャネイロ	830,000	772,000	726,900	651,700	576,500	501,300	441,100	411,000	380,900	350,900
	レオン	590,000	574,400	539,800	482,000	424,300	366,500	320,300	297,200	274,100	251,000
	ミラノ	760,000	706,700	662,500	588,900	515,300	441,700	382,800	353,300	323,900	294,500
	エディンバラ	760,000	730,000	684,300	608,300	532,300	456,200	395,400	365,000	334,600	304,200

	バルセロナ	670,000	649,800	609,200	541,500	473,800	406,100	352,000	324,900	297,800	270,800
	デュッセルドルフ	680,000	632,300	592,800	526,900	461,000	395,200	342,500	316,100	289,800	263,500
	ハンブルク	660,000	635,800	596,000	529,800	463,600	397,400	344,400	317,900	291,400	264,900
	フランクフルト	690,000	640,200	600,200	533,500	466,800	400,100	346,800	320,100	293,400	266,800
	ミュンヘン	660,000	634,700	595,000	528,900	462,800	396,700	343,800	317,300	290,900	264,500
	ストラスブール	690,000	642,000	601,900	535,000	468,100	401,300	347,800	321,000	294,300	267,500
	マルセイユ	660,000	642,000	601,900	535,000	468,100	401,300	347,800	321,000	294,300	267,500
	ウラジオストク	670,000	631,200	594,800	534,300	473,800	413,200	364,800	340,600	316,400	292,200
	サンクトペテルブルク	580,000	558,100	524,500	468,400	412,400	356,300	311,500	289,000	266,600	244,200
	ハバロフスク	670,000	631,200	594,800	534,300	473,800	413,200	364,800	340,600	316,400	292,200
中東	ユジノサハリンスク	670,000	631,200	594,800	534,300	473,800	413,200	364,800	340,600	316,400	292,200
	ドバイ	670,000	646,300	605,900	538,600	471,300	404,000	350,100	323,200	296,200	269,300
	ジッダ	690,000	668,800	632,600	572,300	512,000	451,700	403,500	379,400	355,300	331,200
	イスタンブール	620,000	596,200	558,900	496,800	434,700	372,600	322,900	298,100	273,200	248,400

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別											
		大 使 公 使 特 号 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号 7 号 8 号 9 号											
アジア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	560,000 円	540,000 円	508,100 円	488,700 円	459,500 円	411,000 円	362,500 円	313,900 円	275,100 円	255,700 円	236,300 円	216,900 円
北米	ニューヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	910,000	770,000	715,000	686,400	643,500	572,000	500,500	429,000	371,800	343,200	314,600	286,000
		730,000	700,000	651,900	625,800	586,700	521,500	456,300	391,100	339,000	312,900	286,800	260,800
欧州	ウィーン (在ウィーン国際機関) ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (欧州連合)	850,000	820,000	767,100	736,400	690,400	613,700	537,000	460,300	398,900	368,200	337,500	306,900
		1,140,000	960,000	898,000	862,100	808,200	718,400	628,600	538,800	467,000	431,000	395,100	359,200
		1,000,000	960,000	898,000	862,100	808,200	718,400	628,600	538,800	467,000	431,000	395,100	359,200
		800,000	720,000	668,800	642,000	601,900	535,000	468,100	401,300	347,800	321,000	294,300	267,500
		740,000	720,000	668,800	642,000	601,900	535,000	468,100	401,300	347,800	321,000	294,300	267,500
		820,000	740,000	689,900	662,300	620,900	551,900	482,900	413,900	358,700	331,100	303,500	276,000

附 則

この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

理 由

在外公館として在二ウエ日本国大使館及び在ベンガルール日本国総領事館を新設するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、在外公館の新設を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の改定等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 在二ウエ日本国大使館を新設すること。
- 2 インドに在ベンガルール日本国総領事館を新設すること。
- 3 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うこと。
- 4 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給額を改定すること。
- 5 この法律は、平成二十八年四月一日から施行すること。ただし、2については、政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十八年度一般会計予算外務省所管のなかに、約一億二千七百七万円が計上されている。右報告する。

平成二十八年三月十一日

外務委員長 岸 信夫

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から既に五年が経過した。この間、国際社会から我が国に対して多くの支援が寄せられた。これらの支援をこれまでの我が国の外交活動に対する評価の表れと捉え、一方、なお続く風評被害への対応を含め、我が国は引き続き積極的な外交活動を行う必要がある。また、我が国を取り巻く国際情勢は不確実性を増しており、とりわけ、本年一月六日の北朝鮮による核実験及び二月七日の弾道ミサイル発射により、北東アジアの安全保障環境は緊張の度合いを高めている。国連安全保障理事会非常任理事国として、さらに、本年はG7サミット議長国を務める中、我が国に求められているものは、国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、諸課題に毅然と対応する外交力である。そのためには、外務省の外交体制の強化や危機管理体制の改革が不可欠である。

他方、国内においては、厳しい財政事情の中、一層の歳出削減が求められており、在外職員に支給される在勤手当など、在外公館に係る様々な経費についても、引き続き国民から厳しい視線が注がれている。外交体制強化等への取組に際しては、こうした国内事情を重く受け止め、国民の声に真摯に応えていく必要がある。

これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当た

り、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一 我が国の外交力強化の観点から、外交の最前線基地である在外公館の重要性に鑑み、我が国の国益と相手国との相互主義等を踏まえつつ、戦略的に大使館の実館化を進めること。

二 拉致問題、日本海呼称問題や慰安婦像など在外公館として各国並びに関係機関等への日本の立場の周知徹底と各種対応に努めること。

三 在外公館においては、大規模自然災害、治安情勢の悪化、犯罪・テロ等の緊急事態の際、在外邦人に対して迅速かつきめ細やかな支援を行えるよう、情報の日常的な提供・共有体制等も含めて危機管理体制の機能拡充に努めること。

四 在外選挙の投票率向上のための広報啓発とともに投票環境の整備に努めること。特に、選挙権年齢を十八歳以上に引き下げることを踏まえ、小中高校生をはじめ若年者に対し、周知徹底とともに主権者教育の充実を進めること。

五 我が国の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。

六 在勤手当については、各任地の事情を勘案するとともに、民間企業や諸外国外交官の給与・手当の水準、為替・物価の変動など客観的な基準を踏まえ、必要に応じて全般にわたる見直しを行うこと。見直しに際しては、国内の財政事情及び外交活動を推進する上での必要性の双方を考慮し、適切な額を算出すること。

七 国際社会のグローバル化による海外渡航者や在外邦人の増加に伴って領事業務の重要性が高まっていることに鑑み、邦人の活動環境を向上させるため、国民の視点に立った領事サービス

の不断の向上に努めること。

九 在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。

右決議する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	二八円